

第2部

創設期の歴史的考察、 平成から令和の時代へ

1

創設期の歴史的考察

2

平成から令和の時代へ

療病院・医学校新史

医学生命倫理学研究教授 八木聖弥

1 序

令和4(2022)年11月1日、本学は創立150周年を迎える。明治5(1872)年、ヨンケル(Junker von Langegg)による診療と教育研究が始まってから今日に至るまで、校名や組織はいくどか変遷を遂げてきた。しかし、有能な医療人を養成し、学問の深奥を究めて社会に寄与するという目的は変わるところがない。

150年の間、節目ごとにそれまでのあゆみを振り返り、将来に生かそうとする試みが繰り返されてきた。まとまったものとしては、まず明治41(1908)年の『京都府立医学専門学校創立三十年記念沿革略史』がある。全115ページのうち冒頭の25ページを「沿革略」に充てた。30年間を栗田仮療病院時代、甲種医学校時代、医学専門学校時代の三期に分けて、年表形式でたどっている。簡潔で要を得ているが、各事項の背景などはうかがうことができない。

半世紀経った昭和30(1955)年には『京都府立医科大学八十年史』(以下『八十年史』と略す)が出版された。切りの良い50周年でないのは、戦争の影響であろう。出版に至る経緯については、編纂委員長であった川井銀之助教授(胃腸科学)の「編纂のあえぎ」に詳しい。各方面から資料を収集し、卒業生からの証言も加味して、横田穰、川井銀之助、中野操、土屋栄吉、片岡八束、宮田一の6人が分担執筆した。巻末には資料目録や年表も付されており、並々ならぬ熱意で編纂されたことが理解できる。章によって精粗があるのはやむをえないとしても、基本的文献として今なお輝きを失っていない。

ついで昭和49(1974)年に『京都府立医科大学百年史』(以下『百年史』と略す)が成った。三宅清雄教授(病理学)を委員長とする12人の編纂委員が招集され、通史には細田四郎、楠智一、鯖田

豊一、佐野豊、三宅清雄、山本尤の6人が当たった。教育研究の状況が激変する中で、「ある特異な医学校の歴史」を目指して編纂したという。はじめて歴史学を専門とする鯖田が参画したこともあって、『八十年史』などを踏襲しつつ、新たな資料に基づいた叙述がなされた。教室史のページも加わり、細大漏らさぬ内容となっているが、記念誌という性格からか出典資料の明示されないところがあるのは惜しまれる。

このあと125周年、135周年にも記念誌が出版された。いずれも通史の章はなく、前回以降のあゆみについて述べるに留まっている。今回、150周年という節目を迎えるに当たっては、原点を見直す意味で創設期の療病院・医学校に焦点を絞ってこれまでの蓄積を検証し、旧説の修正や新発見で構成することにする。135周年以降を含む大まかなあゆみについては、年表などを参照されたい。

2 京都療病院創設前夜

■はじめに

京都療病院がヨンケルを招いて明治5年に創設されたことは周知のとおりである。9月7日、京都に到着したヨンケルは、同月15日から木屋町の宿舎で診療と教育を始めた。患者は3回1円の診察料を納め、往診の場合は2円が必要であった。11月1日、栗田口青蓮院に移り、仮療病院が開かれ、入院も可能になった。入院の場合は1日当たり上等が50銭、下等が25銭であった。当時の1円は現在の5万円ほどに相当する。

しかし、こうした方針が当初から定まっていたわけではない。療病院という名称や多くの寄付を募った経緯からすれば、慈善病院としての性格を持たせるはずである。実際、無料診療を

前提とした運営を模索する資料が存在する。本学附属図書館が保管するもので、同館2階に展示されているが、どのような事情で持ち込まれたかは記録がなく、まったく不詳である(未登録)。かつて公表されたこともない新資料であるのでここに紹介する。内容は創設の理念にかかわる重要なものであり、資料的価値は高いと思われる。

■資料の概要

まず、資料の書誌的事項について記す。体裁は和紙を二つ折りにして、こよりで仮綴じする(タテ25.6×ヨコ17.8cm)。全5丁で、すべて墨書されている。第1丁は表紙(共紙)で中央に「病院御執立生金下案」、第2～4丁が本文で内題は「乍恐存分奉申上口書」と記す。第5丁は奥付のみで「辛未十一月」と書かれる。辛未は明治4(1871)年のことであろう。

内容・筆跡などから、本資料の執筆者は京都療病院を創設した明石博高^{あかしひろあきら}と思われる。まさに一級資料と呼ぶにふさわしいものである。ただし「下案」とあるから、下書きであろう。表紙や第5丁の裏には書き損じも見られる。表題の右肩に朱印が捺され「榎村」と読める。当時、京都府(大)参事であった榎村正直^{まきむらまさなお}と考えて誤りなからう。榎村の確認印と思われ、単なる下書きではないことが分かる。

以下、資料の全文を掲げる。適宜句読点を施し、漢字は通用の字体に変えた。



「病院御執立生金下案」

乍恐存分奉申上口書

今般病院御執立ニ相成、救済病苦ノ御仁政一天四海ノ広慶、何事カ是ニ過ヌ。御仁政ハ中庸ナリ。若シ過不及アレハ、徒タ益キナキノミニ非ラス。猶ヲ苗ヲ養フノ水過レハ之ヲ損シ、足サレハ沽スカコトシ。又食ハ身ヲ養ヘトモ、過レハ之ヲ苦メ、足サレハ饑ルカコトシ。万事中ナラサレハ必ス損アリ。仁水モ過レハ物ヲ害シ、智火モ過レハ物ヲ害シ、勇風モ過レハ物ヲ害シ、三徳足サレハ亦タ物ヲ害スコトアリ。是ヲ以テ君子ノ世ニ於ケルヤ能ク好シ能ク悪シ能ク褒シ能ク貶シ能ク喜ヒ能ク怒リ能ク哀シ能ク楽ム。千状万般其ノ之ク所ニ随テ自得セサルコト無シ。夫レ智仁勇ハ達徳ナリ。一トシテ斯ヲ齊セサルハナシ。仏ハ之ヲ般若慈悲方便ト曰ヒ、神ハ之ヲ明鏡靈璽審剣ト曰ヒ、其名異ナリト雖モ、壹ニ是レ三徳猶ヲ梵漢言異ニシテ義一ナルカコトシ。般若明鏡ハ善ク好悪ヲ正ス。即チ是智万物ノ明德ヲ明ニスルナリ。慈悲靈璽ハ善ク淑慝ヲ潤ス。即チ是万物ノ品位ヲ新ニスルナリ。方便審剣ハ善魔賊ヲ降ス。即チ是レ勇万物ノ至善ニ止ルナリ。善ク此ノ三徳ヲ具スル者ヲ聖壹仏ト曰、神ト曰ヒ、是ヲ以テ神仏聖賢ハ好スレトモ其悪キヲ知り、悪スレトモ其好ヲ知り、恵メトモ之ヲ刑シ、刑スレトモ之ヲ恵ミ、威アツテ猛カラス。富テ驕ラス。貪メ諂ハス。賊レトモ憂ヘス。貴ケレトモ喜ハス。苦メトモ哀マス。窮スレトモ乱レス。敬スレトモ僻セス。恐レトモ辟セス。言フトキハ私無シ。行フトキハ曲ツコト無シ。教ルトキハ倦コトナシ。学フトキハ厭フコト無シ。猶ヲ水ノ道ニ随テ行テ定相無キカコトシ。夫レ近来西洋人舶来シテヨリ専ラ窮理ノ学海内ニ広流ス。然リト曰ヘトモ、其可信旨ハ修身齐家治国平天下、皆是衣食住ノ三法ニスキス。之ニ依テ之ヲ見ルトキハ家々人々常ニ職業無寸陰、山々野々更ニ無遊地、智仁勇三徳ノ氣運ヲ以テ士農工商廻首之時到レリ。是全ク御仁政ノ化也。此時ニ当テ僧侶ノミ金石木仏ノ如ク我レハは無為ノ客ト曰テ觀座タルニ非ス。愚者ノ千慮ハ井蛙管見ノ笑ヲカヘリミス。国益遠近ノ一慮ヲ生ス。謹ミ敬テ是ヲ高見ニ捧コトヲ希願者ナリ。夫国内ノ寺院ノ墓所ハ、君

臣父子兄弟恩愛ノ情難忘之良場也。之二植ルニ桑ヲ以テスレハ好シ。ケレトモ是梵林菩提場不殺場也。依テ是ニ植ルニ桐ヲ以テスレハ、春ハ新緑喜月、夏ハ其葉冷傘ト成テ人ヲ喜ハシ、秋ハ落葉ト成テ無常ヲ感シ、冬ハ日光ヲサマタケス。十年ノ後ニ至テハ一本ニ付、其益金凡壹両也。黒谷山中ニ石塔四万本有余ト承リ候。然ハ桐四万本ハ大丈夫植ラレル也。十ヶ一ヲトレハ四千本也。此益金年々四千両也。然者即、山城國中ハ不申及、一天下之寺院、其数广大無辺也。然者国益金モ又广大無辺也。何ソ病院御執立永続金不足有ランヤ。猶アマリ有リ。余日政テ窮理算数敬テ奉高覽度候、以上。

辛未十一月

内容を要約すると、以下のとおりである。

- ①病院の創設は、病苦を救済する仁政である。
- ②仁政は中庸を旨とする。
- ③儒教の智・仁・勇は、仏教の般若・慈悲・方便、神道の明鏡・靈璽・審剣に相当し、これをまとめて三徳という。三徳を備えた存在が聖賢・仏・神である。
- ④西洋人が窮理の学を広めたが、人倫の基本は衣食住にある。
- ⑤僧侶もまた国益のために協力すべきである。
- ⑥寺院に桐4万本植え、毎年4千本ずつ伐れば4千両の収益になる。
- ⑦これを全国に広げれば、莫大な病院運営資金になる。

■本資料の意義

薬舗商に生まれた明石博高は新宮涼閣に学び、蘭方医たちと京都医学研究会を興した。慶応4(1868)年、彼らは錦小路頼言に建言して病院設置を訴えた。やがて京都御苑内の施薬院三雲宗順邸が払い下げられ、明石はここで医務に携わる。当初は外国人医師を招いて最先端の医学を広めるつもりであったが、岩倉具視が時期尚早であると異議を唱えて沙汰止みとなった。

明治4年2月、明石は改めて外国人医師による病院設置を京都府に上申した。府は資金不足などを理由に却下したが、明石は岡崎願成寺住

職の与謝野礼巖に協力を要請した。そして礼巖と慈照寺住職・佐々間雲巖、禅林寺前住職・東山天華の3人が発起人となって再度府に出願した。資金は「勸諭方」を設けて募ることで許可が得られた。同年10月、いわゆる療病院建営の告諭が出される。

まず注目すべきは、府が「人民保全ノ朝旨ヲ体シ」と謳っていることである。これは明治天皇が「五箇条の御誓文」に続けて勅語「我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。」をうけての文言である。勅語は新政府の目的が国民生活の安定にあると述べたものであり、これを天地神明に誓ったのである。府は維新後疲弊著しい京都において、天皇の趣旨に沿った事業を始めることを前面に押し出し、もって府民の協力を仰ごうとしたのである。

そして、11月10日に明石は療病院掛に任命された。本資料はまさにその前後に起草されたと思われる。冒頭に病院設立が「御仁政」の最たるものであると説き起こしているのも、こうした事情があつてのことである。病院の名称については、榎村正直から「京都ホスピタル」または「京都病院」にすべきとの提案もあつたが、発起人は聖徳太子にちなむ「療病院」を強く要望した。間に入った明石は、赤十字の徽章を掲げる一方で名称は「京都療病院」にすることにして、両者を納得させた¹⁾。本資料執筆の段階ではまだ「療病院」と決定していなかったのかもしれない。

その上で「仁」を第一とする三徳について筆を進めている。儒教でいうところの智・仁・勇は、仏教の般若・慈悲・方便、神道の明鏡・靈璽・審剣に相当すると述べる。そして、いずれも中庸が肝心であるとして、すべてを円満に備えた存在が聖賢・仏・神であり、ひいては今上天皇である。そして、今まさに天皇による仁政が病院設立によって具現化しようとしていると位置づけるのである。事実、新政府は府に対して勸業基金15万両と産業基金10万両を交付している。

さらに西洋人が来日して窮理学を広めるよう

になっても、「修身齊家治國平天下」、すなわち「まずは自分の行いを正しくし、次に家庭をととのえ、次に國家を治めて天下は平らぐ」が、その基本は衣食住にあると述べる。仁政がおこなわれているからこそ、たえず仕事があり、遊閑地がなく、万民に光が当たるとたたえている。いいかえれば、西洋医学は何ら仁政を疎外するものではないということである。本来、明石の目的は外国人医師による西洋医学の導入であった。しかし、あえて西洋医学の宣揚を封印し、仁政を標榜した。ここに西洋医学ないし外国人医師に対する忌避感情を緩和させようとする意図が読み取れる。

資料後半は病院運営資金としての植栽計画について述べている。まず、仁政にあつては僧侶も協力すべきであるとした上で、墓所は儒教の恩愛にも矛盾しない場であると規定する。桑を植えるべきところ、不殺生の場にはふさわしくないとの理由で桐に変更するという。桑が殺生につながるというのは、養蚕からの連想であろう。たしかに蚕をゆでて生糸を紡ぐのは殺生である。しかし、たとえば滋賀県の桑実寺では定恵和尚が唐から持ち帰った桑の実を境内に植えて養蚕を始めたという。また、京都の建仁寺にも桑の碑があり、栄西の『喫茶養生記』には五種の病（飲水病・中風・不食・瘡病・脚氣）の治療薬として桑を挙げている。そして「桑樹は妙薬であり、諸仏菩薩の樹」とたたえ、服用法を細かく紹介する。これらのことから、桑は必ずしも仏教において禁すべき樹木ではない。一方、桐は主として家具の材木として用いられる。民間では樹皮や葉が腫れ物などの治療薬として利用された。薬舗商出身の明石としては、なじみのある植物であったと思われる。

病院設立に向けて、最終的に桐を植栽する予定を立てた。桐は四季に応じて府民の心身に潤いを与えるとした上で、10年後には1本あたり1両の収益をもたらすという。4万本を植え、毎年10分の1の4千本ずつ伐採すれば4千両の利益が出る。そして、これを全国の寺院に広げれば、病院の維持運営費は余剰が生じるほどであると試算する。京都には本山が多いので、各地

の末寺に協力させようとしたのである。

明治4年10月の段階で、一部寺院から金員や建物の寄付が始まっていた。府は官民協力して療病院を設立すべく、府下の寺院や医師をはじめとする府民に献金を呼びかけた。これらは建設費であり、これとは別に医師に対しては病院維持費として毎年1円の負担を義務づけた。一方でレーマン・ハルトマン商会を通じてドイツ人医師を招く交渉がなされ、ライプツィヒ大学教授会の推薦でヨンケルが選ばれた。

明治5年9月7日、ヨンケルは木屋町通二条下ル上樵木町かみこりきちようの宿舎に到着し、15日から診療が始まった。11月1日からは栗田口青蓮院の仮療病院で診療と教育がおこなわれる。ヨンケルには月俸500円、数人の医員にも1人月50円が支払われた。他の職員の給料や医療機器・薬種代なども必要であった。明治12(1879)年の段階で、歳出は約4万2000円であった²⁾。桐の売却益だけでは、とうていまかなえない額である。そもそも植栽を全国規模でおこなうのは無理があろう。

発起人に名を連ねた僧侶たちは、療病院の運営方針をどのように考えていたのであろうか。廃仏毀釈の嵐が吹き荒れ、上知令によって厳しい財政を強いられる中、明石の計画に協力したのは、この病院が多くの府民に最先端医療を無償提供すると考えたからであろう。療病院という名称にこだわったのも、そのためであった。本来、療病院は仏教に基づく慈善事業である。そもそも明石自身、患者には経済的負担をかけない方針であった³⁾。

僧侶は飽食暖衣して生活をしているので利用するとは政略的で無礼極まりないが、偽らざる本音であろう。設立資金および運営維持費を寄付でまかなうこと、病院は慈善事業であり府民には一切賦課させないことを明言している。だからこそ仁政を謳い僧侶に協力要請をしたのであり、それが絶対的な前提であったことを物語る。一時的な寄付だけではなく、長期的な資金源として植栽を計画したのもそのためである。

しかし、9月21日になって患者から謝金(診察料)を徴収することが決定した。診療は3回まで1円、往診には毎回2円が徴収された(薬料は

別途)。入院も上等で1日50銭、下等で25銭を要した⁴⁾。庶民にはなかなか手の届きそうもない高額である。明治6(1873)年の患者数は、外来が410人、入院は47人に過ぎなかった⁵⁾。建営の布告に「広く衆庶之病難ヲ救フ」と宣揚しながら、実態はほど遠いものとなっている。

すでに上樵木町での診療が始まってから決められたのは、いかにも不手際である。外国人医師に高給を支払うことは、招聘を依頼する条件に盛り込まれている。運営方針を急遽変更したからと考える他ない。同年の歳入は約4万3000円で、このうち患者からの謝金と薬種代の合計は約6700円、寄付が約3万3000円である。寄付が8割近くを占めているが、患者負担分と桐の収益見込み(黒谷分のみ)とはさほど大差がない。したがって、経済的な問題が理由ではない。あるいは無償にすれば、西洋医学の価値をおとしめると考えたのかもしれない。明石は栗田口解剖場で人体解剖を医師らに公開した際も、25銭を徴収している。ヨンケルが無料診療に難色を示した可能性も否定できないであろう。

ただ、植栽提案から開業まで約10か月間ある。もし提案が採択されていれば、植栽が始まっていてもおかしくはない。しかし、その形跡はまったく記録に残っていない。明石は黒谷山中に石塔が4万本あるので、同数の桐を植えるというが、石塔と桐では必要とする面積が異なる。明石にしては、いささか無謀な計画であったといわざるをえない。あれこれ逡巡している間にヨンケルの診療が始まり診察料を徴収することになって、結果的に植栽は見送られたと思われる。

一方、僧侶たちはある意味面目を失う形となった。仏徒が府民に違約して営利事業に手を貸したとなれば、厳しい批判も予想される。そこで栗田口仮療病院開業の数日後、改めて府に建白書を提出するのであった。建白書では療病院の事業を補う意味で「貧病院」を設け、「無告ノ窮民」(苦しみを告げることができない生活困窮者)に施療施薬をすべきであると主張する。彼らを救済せずして仁政とは呼べないという趣旨であり、発起人らにとって療病院の運営方針がいかに意に満たないものであったかを暗に語っ

ている。一方で、療病院開業直後なので資金繰りが困難であることも承知しており、まずは施薬から始めたいとも提案する。

翌明治6年1月、府はこれに対して協賛する意向を示した。「先般陰徳有志ノ輩追々献金速ニ療病院ヲ建設シ、広濟利民ノ基礎ヲ立候。段府下一般ノ幸福ト謂フベシ。然レドモ外国教師雇入レ諸器械新調等、多分ノ費用アリテ未タ施療施薬ノ事迄ニ行届カズ。遺憾ノ至ナラズヤ。」と弁明し、南陽軒(寺町通四条下大雲院内)・先求院(知恩院山内)・本願寺(門内旧番所)・大超寺(一条通千本)に勸諭所を置き、有志者の献金を募ることにした。ただし、貧病院の名は使わず、施薬院としている⁶⁾。施薬院もまた聖徳太子の四箇院の一つであり、両院を並立させるつもりだったのであろう。

しかし、これも結局は実現することはなかった。主因はやはり資金不足である⁷⁾。府内の寺院や個人は、療病院のために献金したばかりである。医師もこれから毎年1円を投じなければならない。重ねて寄付することは容易ではない。さらに今回は明石が参画していない。僧侶のみで医師や薬剤師の手配、あるいは医療器具などの準備は困難であろう。

もっとも同年9月、療病院では院内に貧病室を設けることにした⁸⁾。ただし、貧病室は貧病者の救助を目的としたものではない。ヨンケルが生徒に対して実地で指導する際、貧病者を「学用患者」と位置づけ、在来の部屋を区分して利用したに過ぎないのである。治療に当たっては貧富の差がないことを患者に伝えるとしているが、治療費は免除されていた可能性が高い。いまだ社会全体で困窮者を扶助するところまで成熟していなかったともいえよう。同時に貧病者が医学の進歩に多大な寄与をしたことも忘れてはなるまい。

明治7(1874)年4月、『療病院治療条則』を改正して、入院は1日23銭5厘、診察料は管内の患者が随意、管外は初診が200匹(50銭)で2回目以降は随意とした(いずれも薬料は別途)。管内外で料金体系を分けたのは、創設に尽力した府民への配慮であろう。随意とは各自の収入や意思に

応じて決めてよいということであり、患者にとっては垣根が低くなった。この年の患者数は、入院が69人、外来が1192人と大幅に増加している。

明治13(1880)年7月、療病院が梶井町に新築移転されると、翌月にはさらに条則を改正して、入院は管内患者の一等が1日34銭4厘(管外は45銭5厘)、二等が18銭8厘(同25銭5厘)で、診察料は管内が随意、管外は初診が50銭、5回ごとに50銭と定めた(いずれも薬価は別途)。実質値下げをしたに等しく、この年の患者数は入院が368人、外来が4202人に伸びている。なお、診察料が再び定額化するのには明治34(1901)年4月のことで、2か月間30銭となった。仮に10回診察を受けたとして、1回3銭である。明治初年から物価は約2倍に上昇している中で、きわめて格安の設定となっている。また、管内外の区分を廃し、往診料や入院料を細かく設定した。もはや西洋医学は特別のものではなくなった。

こうして京都療病院は、名実ともに府民による府民のための病院に成長していく。明治8(1875)年4月、移転を前に府民が運砂すなもちと称して地ならしに奉仕したのも、病院が身近な存在であることを示すであろう。人々は男装・女装をして「いいじゃないか、いいじゃないか、りやんと、りやんと」と唱えながら踊り、笛や太鼓などの鳴り物が入り、意匠を凝らした屋台まで出て多くの見物人を集めた。これを見たヨンケルは、大いに感心して病院の盛業を確信したという⁹⁾。しかし、貧困者に関しては、なお対象外であった。

明治27(1894)年11月、京都医会(京都府医師会の前身)は「京都府療病院ヲ施療病院トナスノ調査案」をまとめた。そこでは療病院が創設の際多くの寄付を得ているのに、本旨を忘れて営利主義になっていると批判した¹⁰⁾。すぐに改めることは困難でも、まずは施療患者を増加させ、そのかわりで自費患者を取り扱うべきだと主張したが、聞き届けられることはなかった。

この提案は明治26(1893)年4月に設立した大日本医会の決議に影響を受けている。同年11月に開かれた第1回大会で、官立医学校附属病院および公立病院を施療病院とするよう文部大臣・帝国議会に請願した。医学教育の完全を期

するためであるとし、学生の実地研究に施療患者をあてるという¹¹⁾。官立は国庫、公立は地方税でまかなうとのことであるが、いずれも財源に余裕はなく直ちに実現することはなかった¹²⁾。

■おわりに

京都療病院は明治天皇による仁政の一環と位置づけられ、患者に経済的負担をかけない慈善事業として計画された。主だった寺院はこの趣旨に賛同し、広く喜捨を求めて尽力した。まさに近代の勸進である。運営資金はすべて寄付でまかなわれるはずであった。本資料はこうした趣旨を前提としつつ、さらに全国の寺院に桐を植栽し、その売却益を維持費に充てる予定であったことを示す。

しかし、開業直前になって患者から診療費を徴収することが決まり、植栽は見送られた。多くの府民にとって、療病院は手の届かない存在になった。西洋医学の恩恵にあずかることができたのは、一部の特権階級の人々が中心である。保険制度がなく、すべて自費診療であった時代、このような格差はさほど疑問視されなかったのかもしれないが、療病院の名にそぐわないものになったのである。それでも府民は背を向けず、梶井町に新築移転される時は労働奉仕をするなど支持し続けた。いつでも病気に苦しむ人々は、新しい医学に大きな期待を寄せる。

まもなく患者への負担を小さくして、療病院は徐々に府民のものとなっていった。明治7年、『医制』が発表されて政府は国家として西洋医学の確立を目指した。京都においては、療病院が西洋医学浸透の礎になったのである。

しかし、貧困者は埒外に置かれた。療病院設立発起人だった寺院は、貧病院の創設を企図したが、資金を確保できず頓挫する。開業医たちは療病院こそ本来の趣旨どおりに施療をすべきと訴えたが、聞き届けられることはなかった。ひとり安藤精軒は私財をなげうって施薬院を興し、貧困者の救済に立ち上がった。これまた資金難から挫折しかけたが、のちに京都市が施薬院を主管することになって、ようやく医療がすべての人々に提供される体制が整うのである¹³⁾。

- 1) 『京都医事衛生誌』第169号、1908年4月および田中緑紅『明治文化と明石博高』(明石博高翁顕彰会、1942年)では黒十字とするが、実際は赤十字であったことは後述する。
- 2) 『八十年史』。
- 3) 『京都医事衛生誌』第169号、1908年4月。
- 4) 『療病院治療条則』1872年11月。
- 5) 『京都府立療病院第一次年報』1885年10月。以下、患者数は同書による。
- 6) 京都府行政文書『京都府史』第1編・第39号・政治部衛生類1(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 7) 八木聖弥「幻の施薬院」(『醫譚』第99号、2014年6月)。
- 8) 京都府行政文書『京都府史』第1編・第39号・政治部衛生類1(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 9) 菊池純『西京伝新記』第4編、1877年。
- 10) 『京都医事衛生誌』第9号、1894年12月および高橋実編『京都市医師会五十年史』(同会五十年史編集部、1943年)。
- 11) 大日本医会編『大日本医会第一回報告』(同会、1894年)。
- 12) 社会事業研究所編『近代医療保護事業発達史』上巻総説篇(日本評論社、1943年)。
- 13) 八木聖弥『近代京都の施薬院』(思文閣出版、2013年)。

3 粟田口解剖所

■はじめに

京都療病院の創設に先立って、東山・粟田口に解剖所(場)が設けられたことはよく知られている。ところが、解剖所が具体的にどこにあったのか、厳密に考証されたことはなかった。わずかに杉立義一氏や橋本日出男氏がこの問題を明らかにしようとしたが、限られた資料をもとに推論を立てられたため、修正すべき点も見受けられる。

解剖所がなぜ粟田口に設けられたのかについても、これまで問われることはほとんどなかった。いうまでもなく、粟田口青蓮院には仮療病院が設けられ、これと解剖所は一組のものとして扱われた。しかし、青蓮院に仮療病院が置かれたから、その近くに解剖所を定めたわけではない。時系列でいえば、解剖所のほうが早い。仮療病院が寺院の一角に間借りされるにしても、はじめから青蓮院に限定していたわけでもなかろう。また、仮療病院はあくまで仮であって、やがて専用の建物ができた際には移ることが予想されていたはずである。あらためて仮療病院と解剖所とが粟田口に置かれた理由を考えるべきであろう。

■黒谷焼場

明治4年10月19日、明石博高は舎密所せいみの名で京都府に対して解剖所の開設を訴える。

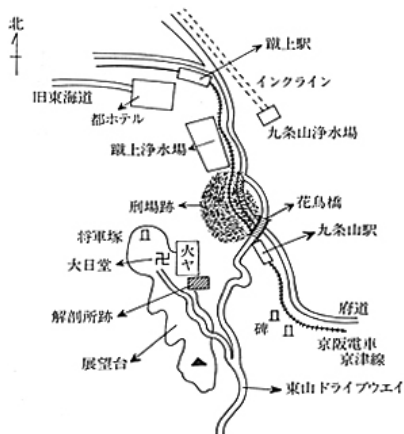
解臓学ハ医科之要務、理学舎密ニ専ラ関涉致候学科ニ候処、従来凶象及ビ獣畜ノ類ヲ以テ試験講習罷在候得共、実物研究ニハ難相成、遺漏不少候。依テ更ニ解剖所ヲ被設立刑屍有之候節、右場所へ屍骸ヲ下ゲ賜リ度、肢体臟腑ヲ分割解散シ、医理研究習学為致候得バ、直チニ医道開化シ學術進歩以テ其大本ヲ了解シ、疾病之真理、治術ノ枢要ヲ得ルナリ。何卒解剖所取開有之度存候事¹⁾。

医学の進歩のため、動物ではなく人体の解剖が必要だと主張している。ただし、人体といえども刑死者に限定していたのは、江戸時代からの慣習に基づくものであった。これに対して府は、解剖所の場所を決めるよう回答した。そこで同月25日、あらためて申請した。

宇治郡厨子奥邨 黒谷焼場
右日ノ岡刑場後口山ニ有之候処、解剖所建築弁理之処柄ニテ、且明地ニ相成居候事ニ付、右地へ取設仕度、此段奉伺候

但、場所へ建築被仰付候ハ、家建并仕法等別ニ取調可奉伺候²⁾。

杉立義一氏は解剖所の場所に関して、黒谷焼場および刑場の位置から割り出そうと試みた。明治初期の地図、さらには地元の古老の証言をもとに、將軍塚の東南(大日堂の東隣)に黒谷焼場があり、その南に解剖所が隣接していたと推定したのである³⁾。上記資料から黒谷焼場や刑



粟田口御仕置場・解剖所跡(『京の医史跡探訪<増補版>』より)

場が解剖所の位置を比定するに当たって指標となることは間違いない。しかし、大日堂の東は急な斜面となっており、何らかの施設があったとは想定できない。つまり黒谷焼場および刑場の位置比定に誤認があったといわざるをえないのである。改めて両者の位置を検討し直す必要がある。

橋本日出男氏は杉立説などをうけ、さらに地元の郷土史家の証言も踏まえて刑場および解剖所の位置を考察し、杉立説よりかなり北方に両所があったと結論づけている⁴⁾。採用された証言は貴重であるが、直接両所を見聞したものではない。杉立氏の得た証言と食い違っているところもあり、信憑性の点で問題なしとはいえない。また、それを立証しようとした地図は比較的古いもので(もっとも新しいものが文政年間)、明治初期とは大きく異なるといわざるをえない。さらには黒谷焼場との位置関係にはまったく言及していない。

まず、黒谷焼場について考えよう。そもそも「黒谷」はこの辺の地名ではなく、名称から直接焼場(火葬場)の位置を推定することは不可能である。この点に関して、これまでまったく論じられることはなかったが、この焼場は明治元(1868)年10月、現在の左京区黒谷から移転されたものであったのである。

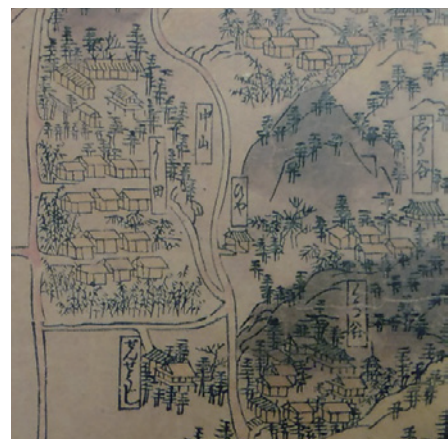
黒谷中山火葬所、今度三条通蹴上ヶへ場所替ニ相成、来十月十日限、右代地へ引越申付候条、当時之場所ニおゐて火葬取扱之儀は当月廿日限停止申付候事⁵⁾。

位置から考えて、この「黒谷中山火葬所」が「黒谷焼場」を指すとみて間違いなかろう。同資料によると、「黒谷中山火葬所」は「中山火屋」とも呼ばれ、同年10月21日から火葬を開始するという。本来、黒谷と中山は別の地名である。『京都坊目誌』上京第廿七学区(吉田町)之部⁶⁾によると、

始め吉田と黒谷との間に火葬場あり〔中山の火屋と云ふ〕。寛文年中一旦火葬を禁じ〔火屋は其後黒谷の東南麓に移せしも中山の旧名を唱ふ〕、新に此地墓地を開くに至れり。(〔 〕内は割り書き。以下同)

という。現在、京都市左京区真如町にある真如堂あたりを古くは中山と呼んだ。承応3(1654)年の「新版平安城東西南北町并洛外之図⁷⁾」を見ると、たしかに吉田と黒谷との間に「ひや」の文字があり、この地に火葬場があったことを伝えている。少なくとも中世以降、中山は火葬地であったが、この記事によれば寛文年中(1661～72)に火葬を停止して土葬地にしたという⁸⁾。そして、火葬場が黒谷に移されたあとも、中山火屋と呼ぶことがあったのである。火葬場が蹴上に移されてもなお、黒谷焼場と呼んだのと同じである。旧名を踏襲するという意味で、共通の意識がみられ興味深い。寛保元(1741)年の「増補再板京大絵図⁹⁾」は、まさに黒谷に移った中山火屋を描く。

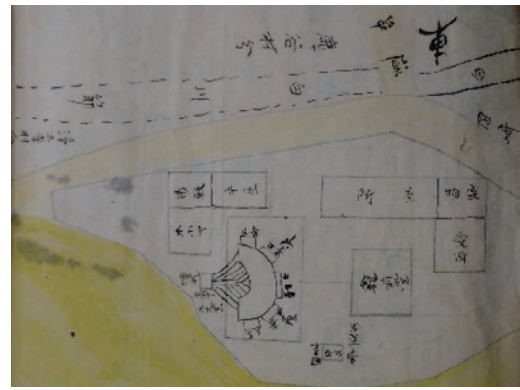
黒谷に移った火屋は、金戒光明寺の東南に位置する。これまでその規模や構造はまったく不明であったが、明治16(1883)年4月付の資料を



「新版平安城東西南北町并洛外之図」



「増補再板京大絵図」



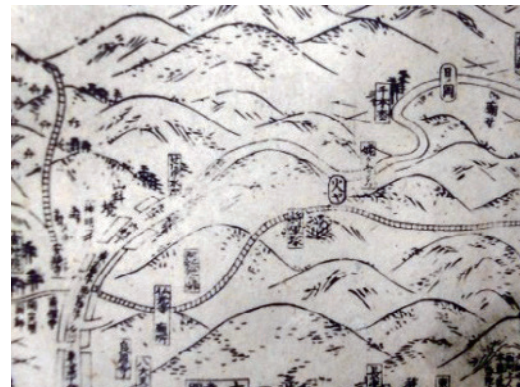
京都府行政文書「人民指令」

見いだした¹⁰⁾。それによると、黒谷火屋は黒谷山と白川との間に位置する約710坪の土地にあった。土地の所有者は金戒光明寺である。

金戒光明寺の信徒総代らは、黒谷火屋の復旧を府に願い出た。当時、京都には火葬場が上下2か所あったが、中心部から遠く不便であるので黒谷焼場を復旧してほしいというのである。管轄する愛宕郡長は周辺が人家稠密であり、苦情が出ることをおそれてこれを認めなかった。上下2か所の火葬場とは、蓮台野と花山であろう。蓮台野は平安期からの葬送地であり火葬場があった。花山は明治11(1878)年に東西本願寺が開設したもので、宗派を問わず利用可能であった。つまりこの年すでに蹴上に移った焼場は機能していなかったものであり、明治4年段階で「明地ニ相成居候」すなわち空き地になったばかりとの資料文を裏づける¹¹⁾。

わずかの期間しか操業されなかった焼場はどこにあったのか。杉立氏は「府立総合資料館所蔵の明治六年(一八七三)の京都市地図」を参考にしたという。おそらく同年の「上下京区分京都大絵図¹²⁾」のことであろう。図をみれば、たしかに將軍塚の東南に「火ヤ」がある。しかし、將軍塚と三条街道に挟まれた場所であることは間違いないが、文字を囲む角丸四角形が大きく厳密な考証はできない。ただ、郡境線の東側つまり宇治郡厨子奥村花鳥に属するように見える。いずれにしても、この絵図だけで將軍塚に隣接すると考えるのは危険であろう。

視点を変えて、なぜ黒谷にあった火葬場が蹴上に移されたのかを考えよう。蹴上より南に位置する鳥辺野一帯は、平安時代以降、葬送地で



「上下京区分京都大絵図」

あったことはよく知られている。阿弥陀ヶ峰の南西は陵墓地であったし、北西は庶民が埋葬される場所であった。庶民の場合は、もともと風葬であるが、江戸時代になると火葬が広くおこなわれるようになる。ある意味で遺体処理の簡便化を図ったともいえよう。

京都には主な火葬場が5か所あり、五三昧所^{さんまい}と呼んだ。諸説あるが、鳥辺野・最勝河原・四塚・中山・蓮台野である。他にも火葬場はいくつかあり¹³⁾、華頂山の山腹(蹴上あたり)に存在した阿弥陀ヶ峰(豊国廟のある阿弥陀ヶ峰とは別)の火葬場もそのひとつである。もとは三条通の北、東岩倉山下にあったが、寛永元(1624)年この地に移された。

『京都坊目誌』上京第廿七学区(栗田口町)之部などによると、このあたりを阿弥陀ヶ峰と称するのは、一時期阿弥陀如来を祀る栗田惣堂があったからである。遠く奈良時代、行基が東岩倉山の一切経谷に丈六の阿弥陀像を安置した。応仁の乱で堂は焼失し、像も首だけとなった。付近の住民は華頂山麓にこれを祀り、栗田惣堂と呼んだ。江戸時代に入ると、現在の左京区五

軒町に移し、金剛寺として再興された。金剛寺には今も「阿弥陀峯一切経谷阿弥陀堂」と刻する石碑がある¹⁴⁾。

阿弥陀ヶ峰火葬場を管理したのは、近くの良恩寺であった。現在、地藏堂に祀られる導引地藏尊は、もと火葬場に向かう道中にあつたといひ、その前で葬列に引導を渡したという。火葬場は享保年間(1716～35)に廃された。このように蹴上から鳥辺野にかけて、東山一帯は火葬地・葬送地として考えられていたものであり、將軍塚の東南に火屋が設けられたのも故なしとしないのである。古くは黒谷一帯を上栗田、栗田山一帯を下栗田と呼んでいたことも一因と思われる。

蹴上の黒谷焼場は、操業時期が短かったことに加えて資料がほぼ1点しかなく、位置を特定するには至らなかった。しかし、刑場の背後にあつたことは動かしがたい。改めて刑場の位置を確認して、解剖所の場所を詰めていくことにする。

■栗田口刑場

正しくは栗田口御仕置場という。日ノ岡刑場ともいった。蹴上と御陵の間、三条街道の西に位置する。この地がいつから刑場となったかは定かではない。中世では三条河原や六条河原などが処刑地であつたから¹⁵⁾、本格的には近世以降であろう。東国から京に入る「口」であることから、公開処刑場として選ばれたと思われる。見せしめによる抑止効果や為政者の権威誇示という側面もあつた。本来は宇治郡厨子奥村字花鳥(現・山科区厨子奥花鳥町)に属するが、栗田口御仕置場と称したのはそのためであろう。

三条街道は交通の要所であると同時に難所としても有名であつた。わけても日ノ岡峠は往來の者を苦しめ、雨の日などは牛馬車が立ち往生することもしばしばであつた。少なくとも江戸期から明治にかけて、たびたび掘り下げ工事がおこなわれた¹⁶⁾。そのため刑場の位置についても確証が得られないのは残念である。ただ、もっとも大がかりな改修は明治8年のことであるので、解剖所開設後のことになる。いいかえれば、

江戸末期の状態がなお続いていた時期に解剖所は設けられた。

現在、三条通と東山ドライブウェイが立体交差するところ(花鳥橋)から少し南に行った西側に2基の供養碑が建ち、そのあたりが刑場跡といわれている。ただし、供養碑はいずれも近代のものである。跡地は南北10メートル程度の広さしかないが、本来の刑場はもっと広がつた。この点に言及した論著はほとんど見受けられないが、『別要録¹⁷⁾』(荻野家文書、京都市立歴史資料館蔵)によれば、南北33間・東西4間半であつたという。同資料所載の絵図、「三条海道筋山科郷龜絵図」、さらに地形などから総合的に判断すると、刑場は現在の跡地を南端として北に広がつていたと推測される。北端は先の花鳥橋あたりであろう。北端は栗田宮領との境界で、山に入る道があつた。

もっとも『別要録』は慶応3(1867)年の段階で、御仕置場が南北3間・東西6尺であり、下草が生い茂つていたという。これは直前に三条街道の切り下げ工事がおこなわれたからである。これまであつた街道は廃されて、道も拡幅された。そのため御仕置場と道との高低差が8尺ほどになったという。行刑に支障が生じたので、修繕を申し出ている。早速工事はおこなわれた¹⁸⁾。これについておこなわれた街道改修工事は明治8年のことだから、解剖所が開設されたのは、慶応の街道および御仕置場工事終了時の状況であつたと考えられる。

とするならば、この刑場跡の背後に黒谷焼場跡の空き地があつたことになる。近代以降でこのあたりを描く詳細地図は、昭和32(1957)年に発行された『京都市全住宅案内図帳(住宅地図)』(東山区東部)しかない。これを見ると、旧九条山駅の北にある山道から入り曲折すると、南方に3軒の住宅がある。中央の住宅には両側に台形状の道がつくなど、いささか不自然な立地である。当然平坦地であつたはずであり、焼場跡を連想させるものである。しかし、昭和39(1964)年版で確認すると、この3軒は旧九条山駅の北東に描かれており、いずれが正しいのか判然としない。昭和32年版の他の部分を見ると、明らかに

縮尺に問題がある。その後の住宅地図を見ても、当該箇所には建造物はないことから、刑場跡の西側は將軍塚まで何もなかったことになる。

杉立氏は大日堂近くに解剖所があったと推定した。大日堂は明治41年に再建されたので、解剖所開設のときには存在しない。大日堂が建てられる前、その場所に火屋があったとみなすことも不可能ではない。しかし、そこは青蓮院の飛び地境内である。青蓮院が火屋を所有したとの記録はない。また、華頂山の山頂付近である。棺を担ぐ人もいる葬列が急な山道を登ったとは思えない。後述するように、解剖所には数百人の医師が見学を訪れている。このように考えるならば、刑場跡のすぐ背後、山の中腹に黒谷焼場跡地すなわち解剖所があったとみるべきであろう。現在の地図に照らし合わせると、すでに閉園となったレクリエーション施設のあったところである。これならすべての条件にかなうのではなかろうか。

■栗田口解剖所

解剖所(場)は、明治5年2月19日に完成した。ここで人体解剖はもとより、これまで舎密局でおこなっていた獣類も解剖することになった。しかし、ただちに人体解剖がおこなわれたわけではなく、翌年1月31日付で、解剖体は無籍の刑死者を下付されたき旨申請されている。さらに2月3日付で、解剖所を舎密局から新設された療病院主管に変更することになった。そして、同日、人体解剖の際は見学希望者にこれを公開し、金25銭を徴収して経費に充当することとした¹⁹⁾。

はじめての人体解剖は、2月1日～4日に2体、同月9日～13日に2体おこなわれた。『京都療病院新聞』第3号に、

栗田口ノ山中ニ解剖場アリ。療病院ニ属ス。其地四圍ニ柵ヲ植テ門ヲ鎖ス。其中ニ堂一基アリ。南北八間余・東西四間余ニシテ、四方ニ窓ヲ開キ、東西ニ戸ヲ設ク。皆玻璃板ヲ装ス。其内明豁ナリ。西戸内ニ一大俎ヲ置テ解屍ノ所トシ、其三面ヲ繞テ長榻数級ヲ造リ、後高ク前低クシテ衆人ノ聚觀ニ

便ス。今茲療病院ノ医員 府庁ニ請ヒ、刑屍ヲ剖ス。

と報じられた。

解剖する堂が南北に長いのは、御仕置場の敷地に並行させたためであろう。東西に出入り口を設け、全面の窓には板ガラスがはめられた。板ガラスがどこで製造されたかは不明である。ワグネルが舎密局に招かれて煉瓦、石けんなどとともにガラス製造を指導したのは明治11年のことであった。板ガラスは技術的に難しく、ワグネル以前に京都で製造できたか疑問である。いずれにしても、最先端の技術を披露する意味も込められていたと思われる。

西側の戸内に俎を置いたというから、東に向かって木製の台で解剖した。後述するように、解剖は午前からおこなわれたからであろう。それを囲むように三面には長椅子が数列並べられ、見やすいように段差がつけられた。西洋の解剖劇場を彷彿とさせる。京都および周辺から医師数百人が訪れたという。遺体は埋葬され(大日山か)、南禅寺で慰霊祭がおこなわれた。新宮涼介^{りょうかい}が祭屍文を草している。いうまでもなく、南禅寺は新宮家ゆかりの寺である。

解剖に付された4体は、いずれも刑死者であった。山脇東洋の時代から解剖体は刑死者に限定されており、明治になってもそれを踏襲したのである。だからこそ、解剖所は御仕置場の近くに設けたのである。「栗田口解剖所」と称したゆえんである。本来なら御仕置場と同じく、所在地は厨子奥村花鳥である。そして、その解剖所近くの青蓮院に仮療病院を置く。これまた利用可能な寺院は多くあったはずだが、青蓮院を選んだ理由は、療病院と解剖所が一体のものであるとの認識に基づくのである。

解剖は医師が執刀した。仮療病院当直医であった江馬権之介の日記²⁰⁾によると、明治6年1月31日、仮療病院から連絡があり、明日人体解剖をおこなうので午前6時から7時の間に出頭せよとのことであった。翌日、江馬が出向くと、牧田文遷が執刀のため出かけ当直を交代したので、自分には行けなかったと述べている。牧

田は直前の1月28日に当直医に就任したばかりであった。他の記事ではその後の解剖で執刀志願者を募集しており、解剖所での執刀は仮療病院当直医の担当であったことがうかがわれる。これを「解剖執刀説弁」と呼んだ。執刀だけではなく、説明もしていたのである。

解剖には明石博高が執事となって、新宮涼閣・新宮涼民・大村達齋・木村得正・真島利民・安藤精軒が説明に当たったという²¹⁾。そして、「府下の諸医遠近の子弟来観無慮数百名」と記す。また「執刀は新宮涼介歟」というが、これは前述の祭屍文作成のことから推定したのであろう。牧田のことには触れていない。

翌日、江馬は日曜日のため出勤せず、3日は仮療病院で薬品調べに従事、4日は記載がない。9日は「薬浸屍ノ解剖」すなわちアルコール漬けの遺体の解剖があったが行かず²²⁾、10・11・13日は記載なく、12日も行っていない。さらに2月21日にも解剖があり、このときは「病牛体」の解剖もおこなわれたが行かず、3月12日のときも「所勞」で引き籠もっているとの理由で出かけていない。つまり2月から3月にかけて11回解剖がおこなわれたが、一度も出向かなかったのである。京都内外の医師数百人が見学を訪れたなか、仮療病院当直医であり医業取締でもあった人物が忌避するかのような態度であったのはどういうわけであろうか²³⁾。江馬はこの年68歳、天保3(1832)年に開業して40年以上経ち、今さら遠巻きに解剖を見学しても診療に影響しないと考えていたのかもしれない。明治に入ってもなお、儒教の精神は色濃く残っている。一般庶民はなおさらであったと思われる。むしろ解剖や解剖体の実態を周知したことによって、かえって解剖から遠ざける結果になったことを否定できない。

もっとも解剖を観覧したからといって、ただちに開業医の診療が進歩するわけではない。解剖公開の目的は、西洋医学の優位性を喧伝するものであったと思われる。多くの西洋医が翻訳医書にもとづいて医学を修めたことは言うまでもない²⁴⁾。とりわけ明治5年以降、解剖・外科・薬物に関する医書が多く出版された。しかし、

実際には江馬のように、種痘医としての活動が主たるものであった。解剖に立ち会った経験を持つ医師は、ほとんどいなかった。明石はそうした現状を打破するためにも、まずは実際の臓器配置を目にして、翻訳医書の先進性を認識させようとしたのであろう。その意味で、東洋の時代と大きく変わるものではなく²⁵⁾、肉眼による正常解剖に過ぎなかった。外国人教師を招聘したのと軌を一にするのである。

それはともかく、この年4月には「奇疾異症」で死去した者の原因解明のため解剖することが申請され、6月に許可がおりた。いわゆる病理解剖を目的とする。そして、10月には解剖所が青蓮院の仮療病院内に移築された²⁶⁾。本学附属図書館には解剖所移転に関する貴重な資料が2件所蔵されている。一つは「解剖場取壊チ運送之分」、もう一つが「解剖所附井戸館積り書」である。

前者は御仕置場背後にあった解剖所を青蓮院に移築するに当たって、一旦解体した資材を運送するための目録である。資材を木材・鍛冶方・屋根および瓦・壁方・建具・土方に分け、大工・手伝い方の手間を付す。さらに移築後の変更や増築分も記されており、およその規模や内容を把握できる。まず、冒頭に、

一解剖場壱棟取解運送手間

右ハ粟田口山中ニ建設ケ有之解剖場〔桁行七間・梁行四間〕軒高サ九尺七寸、古建物壱ケ所解取、療病院建築所へ運送ニ付、惣釘仕舞合印付ケ、小物不残取束子繩括、同繩代共、石掘発シ、後掃除迄、尤諸式折割シ、硝子類損シ無之様、日々午前七時ヨリ午後五時限り場所着之積ヲ以、精々注意可致事。

と述べる。山中にあった解剖場の規模は、「桁行七間・梁行四間」であるという。『京都療病院新聞』第3号では「南北八間余・東西四間余」と記しており、一致しない。資材目録に柱が28本、土台が延べ22間と挙げているから、こちらを信じるべきであろう。軒高が9尺7寸の平屋建てである。続けて、

一運輸車方 此賃料 式輛 但式人牽
右ハ同場所ニ置据ヘ有之椅子テーフ(ブル
据ヘ、風呂桶其他種々之小道具共、不殘同
所より粟田仮療病院迄運送。
右運送之諸品ニ足シ品ヲ以、当場所へ再建、
入口付替、中連子窓新調ニ付、或ハ在来之
窓ヲ用ヒ、中仕切新調ニ取建、硝子張天窓
式ヶ所付、但シ壺ヶ所ハ在来、壺ヶ所ハ新
調ニ拵ヘ、処々棚釣り、并ニ前側東ニ壺間
半四方、又壺間ニ間中新調建物、凶面之通
り建増シ、在来之廻り段椅子切縮メ据付共
之諸足シ品諸工共左ニ。

とある。建物だけではなく、調度や小道具など
すべて運送したことがわかる。また、もともと
1か所であった天窓を2か所に増やした。これは
建物に「中仕切」を設けたためである。

これまで解剖場は1部屋(床面積28坪)であっ
たが、移築を機に中仕切を設けて分割したので
ある。資料にはいくつの部屋に分けたのか記さ
れていない。ただ、前面に片開きのガラス障子
(高さ5尺8寸・幅3尺、ガラス6枚張り、腰板あり)
が3枚あったというから、南北に3分割(各南北2
間・東西4間)したことがわかる。一方、杉板戸(高
さ5尺8寸・幅3尺)が5枚あり、中仕切の片開き
戸と廊下への出入り口用(引き違い)を含むとい
う。引き違いは2枚1組だから、残る3枚を中仕
切に設けたことになる。さらに杉板戸(高さ5尺
8寸・幅2尺)がもう2枚あり、これは中仕切入口
の両開き戸であるともいう。したがって、中仕
切に取り付けられた戸は、合計4か所(片開き戸
3か所・両開き戸1か所)ということになる。

戸に取り付けた金物の目録をみれば、まず肘
壺が16個とする。戸1枚につき2個とすると、8
枚分である。前面に片開き戸が3枚、中仕切戸が
5枚だったから計算は合う。施錠用の^{くるる}枢が両開
き戸用に上下各2組ずつの4個計上されている。
これも矛盾しない。片開き戸用には掛け金6個
とする。これもきちんと符合している。

中仕切にあった両開き戸は片面の幅が2尺だ
から、2枚で4尺となり半間に満たない。1か所

だけ両開きにしたのは、比較的大人数が出入り
することを考えてのことであろう。解剖室に当
てたとみてよい。ただし、解剖観覧者用の「段椅
子」(『新聞』にいう「^{ながいす}長榻敷級」)を縮小して据え
付けたとしている。回数を重ねるごとに観覧希
望者は減少したと考えられる。また、入口も付
け替えられたともいう。あるいは、もともと出
入り口にしていた両開き戸を中仕切戸に転用し
たのかもしれない。中仕切で解剖場を分割した
理由は定かでないが、教室を新設しようとした
のではなかろうか。青蓮院から借り上げた宸殿
6部屋は診療などのために使用した。その一方
でヨンケルによって生徒への指導もなされ、解
剖学をはじめとする時間割も組まれていた。授
業を診察室でおこなうわけにはいくまい。

さらに青蓮院には、解剖場の東に1間半四方
と1間に半間の建物が新たに建てられた。増築
分の資材目録から判断すると、控え室と便所・
手洗い場であろう。「凶面」は残念ながら伝わら
ない。これだけの建物を配置できるのは、診察
室などに充てられた宸殿の前庭以外にありえな
いと思われる。

この他資材目録から読み取れる主な内容は、
以下の諸点である。

- ①屋根は入母屋の瓦葺で、竹製の樋が付けられ
た(竪樋は6か所)。
- ②土居葺きの板は、半数を新調した。
- ③ガラス障子が22枚あり、それぞれガラスが6
枚はめられていた。引き違いの中連子窓で、
高さ4尺・幅2尺2寸であった。
- ④追加した天窓にはガラスが6枚張られ、1枚当
たりの大きさは長さ1尺8寸・幅1尺4寸であっ
た。
- ⑤解剖場と増築分との間は廊下でつながれ、出
入り口には引き違いの板戸が設けられた。
- ⑥解剖場はすべて板敷きであった。
- ⑦増築分の1棟には縁側があり、3帖分の琉球畳
が敷かれた(よって控え室と判断した)。
- ⑧控え室には明障子が20枚あり、うち6枚は高
さ5尺8寸・幅3尺、4枚は高さ3尺5寸・幅1
間半、4枚は高さ5尺8寸・幅1間半、6枚は高
さ1尺3寸・幅1尺5寸で、いずれも紙張りだっ

た。またそれらの外側には板戸があった。

一方「解剖所附井戸館積り書」は、解剖所附とあるから別棟ではなく、接続する形で造作し新たに井戸を設けたのであろう。解剖所が山中にあったときは、焼場跡地にあった既設の井戸を利用したと思われる。

それまでの解剖所は、医師への公開を主目的にしていた。伝統医学から西洋医学へ舵を切るに当たって、象徴的な存在とみなされていたのである。しかし、これからは教育研究のための施設として活用しようとしたのであろう。移築によって解剖所は新たな段階に入ったともいえる。

11月には「懲役人」および窮民授産所の受業人で病死した者のうち、無籍で死体引き取り人のいない者を解剖する許可を得ている。さらに12月には医師だけではなく、按摩・按腹・産婆・鍼灸を業とする者も対象とすることになった²⁷⁾。解剖への理解をすすめることによって、解剖体の確保を図ろうとしたのであろう。

明治7年1月8・9日、早速無籍の授産人女性トキ(22歳)の病理解剖がおこなわれた。脳脊髄膜炎および乾性胸膜炎であった。江馬のもとにも前日仮療病院から連絡が入った。按摩らの参加も認めるが、医業取締から強制すべきではないという。また、医業取締を通じて執刀説弁を募るが、だれが担当したかは不明である。参加料は12銭5厘。前年の半額である。江馬は8日午前9時、中村四郎とともに仮療病院へ出向き、



剖観屍収葬地碑

明石に新年の挨拶を述べた。そのあと解剖場に行き、午後5時に帰宅したという。江馬にとって、はじめての解剖見学であった。9日も解剖はおこなわれたが、自身は参加せず、孫で養嗣子の章太郎らが行った。ただ、トキの埋葬および石碑建立のため、取締らで金10円贖金することを提唱している。残念ながら、石碑は現存しない。

8月6日、第2回の病理解剖がおこなわれた。前日午後11時、仮療病院から江馬のもとに連絡が入る。脚気病の男性という。翌日午前5時から解剖されたが²⁸⁾、これまた江馬は「不快」との理由で参加していない。このとき造られたと思われる石碑が大日山墓地(左京区粟田口大日山町)内の本学附属墓地に現存する。墓地正面の「くまいつしよ 俱会一処」碑の背後、一重台に竿石のみの簡素な石碑の表面に「明治七年八月六日 吉田弥蔵 剖観屍収葬地」と刻されている。

大日山墓地は、もともと住民の葬送地であったが、明治6年に火葬禁止令が出され府民の埋葬地を確保するため府が管理するようになった。ここが解剖体埋葬地として選ばれたのも、そのような事情があったからであろう。したがって、吉田は土葬されたと思われる。なお、明治8年に禁止令は解除され、明治22(1889)年の市制施行に伴い京都市に移管される。

明治40(1907)年3月、京都府立医学専門学校は解剖体を埋葬していた一帯を整備拡張した。『八十年史』に、

洛東大日山、市有共同墓地二百六十坪を借り入れ、周囲に柵を廻らし中央に一大墓標を建設して、「学用患者之墓」と刻した。六月一日午後二時学用患者吉田弥蔵外百十五名霊位の改葬、墓前祭が厳かに執行された。

という。吉田から30年余りの間に115人が埋葬されたことがわかる。『京都医事衛生誌』第159号(1907年6月)にも、

附属療病院学用患者の墓地は、市の墓地使用条例の改正に因りて洛東大日山墓地を拡

張し改葬せしが、近日改葬墓前祭を執行するよし。尚ほ墓前祭並に本派の同法要とを隔年に執行する事となれり。

とある。以後、大日山墓地での墓前祭と西本願寺での法要とを毎年交互におこなうこととするという。

ただ、この年の墓前祭は6月1日ではない。『京都医事衛生誌』第164号(1907年11月)に、「同学校(京都医学専門学校)の秋季解剖躰祭は、去月廿八日午後二時より本派本願寺本堂に於て藤枝連枝以下衆僧出役して鄭重の法要あり。(中略)尚ほ翌廿九日、大日山の改葬墓所に於て墓前祭を行ひ」と書かれている。これによれば墓前祭は10月29日であり、西本願寺での法要の翌日であった。なお、昭和13(1938)年6月1日、「学用患者之墓」を改刻し「俱会一処」としたことが背面に記されている。『八十年史』はこの日付と混乱したのであろう。同日、近くに「研究動物諸霊供養塔」も建てられた。

明治7年11月、府は滋賀県に対して、同県在住医師の研究進展のため、解剖参加を呼びかけ、合わせて無籍の刑死者で引き取り人のいない者を引き受けたい旨要請した。これにこたえて、同月30日、男性刑死者が送られ、7人の医師が解剖を希望した。この年は結局3件の解剖がおこなわれた。8月の解剖以外はヨンケルが立ち会った。ただ彼の講義録『日講記聞』を見ると、これらの解剖に即した内容はほとんどない。

明治8年には3件(無籍者・囚人・授産人)、明治9(1876)年には7件(授産人・刑死者・拘留人など)、明治10(1877)年には6件(刑死者・懲役人など)の解剖が実施された。基本的に局所の病理解剖であった。そうした中で特記すべきは、同年8月1日の篤志解剖であろう。生前、本人および家族の連名で死後の解剖を願い出ている。一方で刑死者の解剖は、翌年6月13日の男性をもって終わる。

刑死者にかわって解剖体になったのは、獄中死者であった。明治6年11月、無籍者であれば解剖にまわすことが許された。さらに明治14年になると、本人の情願があった場合、もしくはは

遺属者の承諾が得られた場合、例外的に遺体が下付された。明治18(1885)年7月には医育機関から請願があった場合、刑死者および獄中死者の遺骸を解剖実験用に下付してもよいこととなり、明治41年3月の『監獄法』にいたってついに「受刑者ノ死体ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ為メ病院、学校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得」(第75条)と規定された²⁹⁾。

さらに貧困患者の存在も無視できない。明治6年9月、仮療病院に「貧病室」が設けられた。これは貧困患者の救護を目的としたものではなく、ヨンケルが生徒を指導する際に協力させたのであった。在来の部屋を区分するものの、器械は共用するなど、治療に差はないことを患者に伝えた。おそらく治療費は免除されていたであろう。のちの「学用患者」につながるものであった³⁰⁾。香西豊子氏は「貧病室」患者のうち、死後引き取り人がない場合、解剖にまわされたとする³¹⁾。しかし、そのような規程はない。明治18年の例でいえば、入院中死亡者16人のうち5例(局所1例、全体4例)に過ぎない。

療病院に学用(給費)患者規程が制定されるのは、明治21(1888)年3月のことである。学用患者として入院中に死去した場合、学術研究のために遺体を解剖し、必要があれば一部を保存することに異存なしとの「保証書」を提出させた。しかし、実際すべて解剖に付されたわけではない。むしろ篤志者の数が急激に増えていく。昭和初期で篤志者による解剖は、全体の80%にのぼった。

篤志解剖第1号は、明治10年にさかのぼる。上京区に住む園田清兵衛は明治8年3月4日、妻および子息との連名で死後の解剖を願い出た。

私儀、終命解剖兼テ相願申上置度存意ニ付、家族及相談双方得心之上ハ以前御願奉申上候ト乍存延々ニ罷在候処、追々及老衰何時絶命難計ニ付、家族相談之上双方得心致候義ニ付、此段御願奉申上置候、尤区内役場へモ其趣相願置、終命之上ハ即刻御届為致申候ニ付、何卒解剖願意御聞届被成下候得ハ難有仕合ニ存候、以上。

府はこれを「神妙之事」として聞き届け、翌月から療病院のヨンケルは彼に「養生法」を教えた。健康保全は各人の慣習によるべきといい、彼に疑問点はないか尋ねた。彼は食事と運動について質問する。答えて、食事は米を主として肉類と野菜をほどよく摂るようにすすめる。ただし塩分には注意が必要であるといい、過ぎれば皮膚病、不足すれば壊血病になる恐れがあるといった。運動については、座業の場合は毎日時間を決めておこない、肉体労働の場合は特に必要ないとする。また、便秘のときは毎朝食前に冷水を1杯飲み、場合によっては下剤を服用せよという。入浴は毎日でなくともよく、熱すぎるのは害があるとする。さらに居室内外は清潔にして換気をよくすること、夜間は灯火で明るくすること、酒は呑みすぎないことを注意している³²⁾。できるだけ健康体で解剖に臨ませようとしたのであろう。

彼は明治10年8月1日、慢性喉頭炎・気管支炎で死去した(58歳)³³⁾。ただちに希望どおり解剖がおこなわれ、その様子は『報知新聞』に絵入りで紹介された。木製台に白衣を着て仰向く男性を評して「よく文化の御主意を弁知て心懸よろしく自ら開化文明に適ふ人」といい、「今度自ら療病院へ出られて、予死亡の節ハ人民生命保護のため、又医術研究のために此身体を捧げ願わむ」と讃えている。解剖を希望することが文明開化の一環であると位置づけている。報道は啓蒙の意味も込められたと思われる。

やがて明治13年に療病院・医学校が梶井町に移転されると、構内に解剖場が設けられた。青蓮院の仮療病院は、あくまで一時的なものであったので、府は明治7年10月には梶井町に移転することを決定した。翌年4月に着工し、約5年を費やして竣工したのである。これより先、明治12年には院内に医学校を設置し、萩原三圭が校長に就いた。『京都府立療病院第一次年報』に付す「京都府立療病院全図(一千分之壱)」を見ると、解剖場の場所は療病院の東北隅である。東側に付属物が接し、北側には渡り廊下を挟んでもう1棟ある。

基本的に梶井町の諸施設は新築である。しか

し、解剖場も新築されたかは不明である。京都に近代医学を導入するモニュメントとして解剖場は開設された。それから10年にも満たず、青蓮院に移築する際には増改築も施している。貴重なガラスをふんだんに使い、使用頻度もさして多くはなかった建物をすべて廃棄したと考えてよいものであろうか。

明治13年2月に作成された「局部解剖所段椅子御修繕御入り費書」(本学附属図書館蔵)は、段椅子の手すりに添え木を取り付け、前板を付け替える見積書である(金3円70銭)。ここでいう段椅子とは、まぎれもなく栗田口解剖所開設の際に作られた階段状の長椅子に他ならない。「局部解剖所」という名称も一致している。やはり解剖所は再度手を加えて移築されたのであった。

明治14(1881)年7月、医学校は療病院から独立し、翌年には京都府医学校(甲種)となった。明治21年5月には療病院の南側に校舎1棟が建ち、解剖室などが設けられる。しかし、それより前の明治17(1884)年に解剖場は移転する予定との記録がある。『東京医事新誌』第312号(1884年3月)に「京撰医況」として、

府立病院内の解剖所は今度医員の請求に由りて栗田口青蓮院の東へ移され人畜を問はず解剖さるゝ由

との記事が掲載されている。「青蓮院の東」がどこを指すのか不明である。しかし、方向から考えて当初の所在地、すなわち黒谷焼場跡地とみなす他あるまい。同時に梶井町への移転の際も、青蓮院にあった解剖所を移築した可能性が一層高まったといえよう。もっともそれは上記記事内容が実行されたと仮定してのことである。諸記録を博捜しても、青蓮院の東に置かれた形跡は認められない。「由」で結んでいるから、移す計画があったことは確かであろう。しかし、実行されずに終わった可能性が高い。

明治36(1903)年の構内図を見ると、解剖場があったところには「隔離病室」が建っているが、その周辺は空き地が目立つ。文脈からすれば療

病院ないし医学校が解剖所を廃棄しようとしたところ、医員から存続の要望が出たのであろう。場所を変えたのは、そのためであると推測される。「請求」が下付または払い下げまで意味するのか、何ともいいがたい。解剖室が設けられるまでの間、どうしていたのであろうか。その後の消息も、記録に残らない。いずれにしても、栗田口の解剖所は二転三転して近代医学の基礎を担ったのである。

さらに、岡崎町にも療病院附属解剖場があったとの記録がある。まず明治30(1897)年にまとめられた『土地建物原簿』(本学附属図書館蔵)に、

○上京区岡崎町字福ノ川第三拾八番ノ壹

官有地第四種

一療病院附属地 参百九拾坪五合七勺
但明治拾参年六月、上京区西無車小路町富井政恒ヨリ金六拾五円ヲ以買入、明治廿八年四月、官有地第四種ニ編入

との記事がある。明治13年6月といえば、梶井町で新築された療病院・医学校の開業式がおこなわれる直前である。土地を購入した目的は記されていないが、京都府行政文書『常置委員諮問及報告』明27-34(京都府立京都学・歴史館蔵)によると、

府立療病院附属旧解剖場(右岡崎町)周囲木柵大破ニ付、別紙設計表之通、金六拾七円四拾九銭ヲ廿七年度修繕費ヨリ支出シ、修繕セントス、此旨諮問ス。

と記すように、もと解剖場であったことが判明する。解剖場を創設した明石博高の子息厚明がまとめた『静瀾翁略伝』(1916年)にも「五年二月其筋の裁可を経て無籍の刑屍を請け、栗田口の解剖場に於て解剖し医学研究の材料に供す、見学の市内医師輩もはじめて人身の内景を観て大に得る所あり、後ち此場を吉田の南丘に移す」という。「吉田の南丘」とは岡崎町を指すと考えて間違いはない。同時に解剖場が移築されたことを示唆する。

ところが、その後この土地は処分されることになる。京都府行政文書『府有財産一件』大9-19および同『専門学校』大9-28(京都府立京都学・歴史館蔵)によると、大正9(1920)年3月30日、この地は「東山汚物捨場」と称したが、不要になったので1坪あたり50円で処分しようとした³⁴⁾。しかし、物件の性格上買い手がなかった。昭和2(1927)年5月6日になって、希望者が出たので1坪あたり60円で売却(2万3434円20銭)したという。浅山忠愛学長のときであった。『京都地籍図』第壹編上京之部(京都地籍図編纂所、1912年)でも「療病院敷地 三八ノ一」と記す³⁵⁾。近衛坂に面した立地で、療病院からは鴨川を荒神橋で渡って近衛通を東に行けばよい。

前述のとおり、明治13年の開業当初、梶井町の構内に解剖場は設けられているので、解剖場設置を目的として岡崎の土地を入手したわけではないことは明らかである。同時に2か所の解剖場があった可能性を否定できないが、病理解剖が中心であったことを考えれば、構内に統一した方が機能的であろう。栗田口でも当初は離れていた解剖場を青蓮院境内に移している。また、明治27年の段階で「旧解剖場」というから、すでに解剖場として利用されていなかったことになる。したがって、ほんの一時期解剖場が置かれたに過ぎないことになる。とするならば、岡崎の地は、当初汚物処理を目的として入手したのではなかろうか。

療病院・医学校を運営するとなれば、当然ながら多くの廃棄物が生じる。当時、京都には化芥所をはじめとする数か所の塵捨場があった³⁶⁾。しかし、診療や実習で出た廃棄物を一般ごみとして処理することは公衆衛生上認められない。一方で構内に入りする多くの人々の排泄物も問題である。尿尿は肥料として利用されていたが、その臭気はコレラの原因とも考えられた。折しも移転前の明治10~12年にはコレラが流行している。府はヨンケルらの指導を得て硫酸鉄を成分とする防臭薬を発明して、その使用を義務付けた³⁷⁾。また加茂川・高瀬川にコレラ病者の汚物や消毒薬が投棄・流入されているため、水の使用を差し止めている³⁸⁾。摘出した臓器や

肢体、さらには胞衣産汚物も無視できない。これら処理するには、療病院・医学校敷地外に土地が必要だったのではないか。

加えて、明治17年の構内解剖場廃棄問題が浮上した。おそらく青蓮院の東に移転することはできず、かわって岡崎が選ばれたのであろう。敷地は比較的広いので、一時的に併置したと思われる。しかし、それも明治21年の解剖室設置に伴い不要となり、もとの「汚物捨場」のみに戻したとすれば、矛盾なく説明できる。つまり明治17～21年の5年間、解剖場が岡崎町に置かれたのであった。明治27年に木柵が大破した理由も明らかではない。しかし、土地購入費とほぼ同等の費用をかけて修繕しようとしたのは、引き続き施設を維持するためであろう。やがて大正8(1919)年、構内に「汚物焼却場」が設けられると、岡崎の「汚物捨場」は不必要となり売却しようとしたと考えられる。

岡崎の地は、古くは中山火屋のあったところで、葬送地でもあった。火葬場があったところに解剖場を置くのは、粟田口に前例がある。遺体も病者の「汚物」も、一般の人から忌避されるという意味においては共通する。「処理」とは焼却であり、これによってすべては浄化される。この地が選ばれた理由も、そこにある。「死」や「穢れ」は、医学の陰翳なのである。

■おわりに

粟田口解剖所は、京都における近代化を象徴する施設として開設された。しかし、西洋医学発展の陰に、刑死者や授産人の存在があったことを忘れてはなるまい。西洋医学によってより一層人命を救わんとする一方で、底辺層の意思は問われなかったのである。医師が対象ながら、解剖が「公開」の場でおこなわれたことは、解剖体の尊厳を損なうとともに、かえって庶民の理解を遅らせたといえよう。明治維新後、それまでの身分制度が撤廃されたとはいえ、人権の尊重や人道主義が成熟するにはなお相当の時間を要した。

そうした中で、山脇東洋の例にならい解剖体を慰霊しようとしたことは一定の評価をすべきであろう。はじめは大日山墓地に個人のための碑を建てていたが、のち合同供養碑を設けた。また、法要も誓願寺や西本願寺でおこなっている。日々の診療も含めて、遺族のいない解剖体への誠意ある対応が一般患者からの信頼に結びつき、篤志の輪となって広がった。解剖は徐々に増えていき、明治31(1898)年には年間50体となり、大正期には100体前後、昭和初期には2300体になる。慰霊祭は現在も引き継がれている。

- 1) 京都府行政文書『京都府史』第1編・第39号・政治部衛生類1(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 2) 同上。
- 3) 杉立義一『京の医史跡探訪<増補版>』(思文閣出版、1991年)。
- 4) 橋本日出男・進藤備昌「山科(進藤)広安の医系人脈と日岡刑場人体解剖場」(『京都医学会雑誌』第34巻第2号、1987年)。
- 5) 京都府行政文書『明治元年度布令書』明1-10-1(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 6) 『新修京都叢書』第19巻所収。
- 7) 大塚隆『慶長昭和京都地図集成』(柏書房、1994年)。
- 8) 勝田至『日本中世の墓と葬送』(吉川弘文館、2006年)。
- 9) 大塚隆、前掲書。
- 10) 京都府行政文書『人民指令』明16-39(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 11) 杉立氏は解剖所が黒谷焼場に隣接していたと解釈したが、資料の文意からすればすでに空き地になっていたと見るべきである。
- 12) 京都市編『京都市史 地図編』(京都市、1947年)。
- 13) 明治13年の『京都名勝一覽図会』によれば、両本願寺火葬場の項に「小松谷の後、渋谷越の南、山腹に有。旧火葬場、所々に有を廃し、明治十一年、今の地を開、諸宗共此地に送り、火葬に行ふなり。土葬は大仏の内、智積院の南山腹に墓あり。此地に葬こと多し」という。
- 14) 元治元(1864)年刊『花洛名勝図会 東山之部』には秀吉を阿弥陀ヶ峰に祀る際、そこにあった墓所を華頂山北麓に移し、その名を踏襲したという。
- 15) 重松一義『日本刑罰史蹟考』(成文堂、1985年)。
- 16) 京都橘女子大学『洛東探訪-山科の歴史と文化-』(淡交社、1992年)。
- 17) 京都部落史研究所『京都の部落史9史料補編』(阿吽社、1987年)。
- 18) 久保孝『慶応年間における京津街道改修工事-日岡新道付け替え工事・逢坂峠切り下げ工事-』(車石・車道研究会『車石・車道からひろがる謎』所収、同会、2010年)。

- 19) 京都府行政文書『京都府史』第1編・第39号・政治部衛生類1(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 20) 本学附属図書館に筆写本が所蔵される。明治5年から14年まで10冊(400字詰原稿用紙の和綴じ)。「八十年史」を編集するに当たって、江馬家から原本を借りたという。ただし、明治5年分は欠本となっている。以下、江馬に関する記述は、筆写本による。
- 21) 高橋実『京都市医師会五十年史』(同会編纂部、1943年)。ただし、同書は明治5年2月1日のことと誤っている。「八十年史」は年代を改めて同書に従う。いずれも典拠を明らかにしていない。
- 22) 高橋幹男『ホルマリン誕生の物語』(日本図書刊行会、2001年)によれば、ホルマリンが普及するのは明治30年以降のことである。
- 23) 明治5年3月、明石博高は府内25人の医師を医業取締に任じ、西洋医学の推進に協力させようとした。この年10月、府内の医師は548人であった。
- 24) 島田和幸「解剖学書誌から見た日本における近代解剖学の始め—明治期について—」(『解剖学雑誌』第82巻第1号、2007年3月)。
- 25) 山田慶児「医学において古学とはなんであったか—山脇東洋の解剖学と職業および学問としての医の自律—」(山田慶児・栗山茂久共編『歴史の中の病と医学』所収、思文閣出版、1997年)。
- 26) 横田穰「明治初年京都に於ける解剖」(『醫譚』第10号、1956年3月)。
- 27) 京都府行政文書『京都府史』第1編・第39号・政治部衛生類1(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 28) 『京都府立療病院第一次年報』の「明治七年中解剖表」では8月5日のこととするが誤りである。また病症未詳と記すが、江馬の日記から脚気病であることが判明した。横田論文(前掲)では、5・6日の2日間解剖がおこなわれたというが、これも誤りである。
- 29) 香西豊子「日本における解剖体の歴史」(『解剖学雑誌』第82巻第1号、2007年3月)。坂井建雄『人体観の歴史』岩波書店、2008年。加藤論「明治期仙台医学専門学校における医学教育と解剖体需給」(『東北大学史料館紀要』第10号、2015年3月)。
- 30) 新村拓『近代日本の医療と患者—学用患者の誕生—』(法政大学出版局、2016年)。
- 31) 香西豊子、前掲論文。
- 32) 京都府行政文書『京都府史』第2編・第34号・政治部衛生類6(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 33) 『京都府立療病院第一次年報』による。
- 34) 京都府行政文書『医学専門学校及附属療病院建築綴』大8-96(京都府立京都学・歴史館蔵)によれば、大正8年段階で梶井町の構内にも「汚物焼却場」があった。
- 35) 『京都市及接統町村地籍図附録』第壹編上京区之部では、上京区岡崎町福ノ川38ノ1に「学校敷地・1反3畝6合・京都府立病院」とする。これは大正9年の「不動産処分ノ件」(京都府行政文書『専門学校』大9-28、京都府立京都学・歴史館蔵)で「解剖所敷地反別畝反參畝歩五合七勺」と符合する(五合以下を四捨五入)。字名・番地が違うのは地名表記変更によるものである。
- 36) 山崎達雄『浴中塵捨場今昔』(臨川書店、1999年)。
- 37) 京都府行政文書『布令書』明12-4(京都府立京都学・歴史館蔵)所収「屎尿運搬規則」(明治8年3月制定)。
- 38) 京都府行政文書『布令原書』明10-7(京都府立京都学・歴史館蔵)。

4 栗田口仮療病院

はじめに

明治5年8月25日、ヨンケルは大阪に来航し、さらに京都の木屋町通二条下ルの宿舎に到着したのは9月7日のことであった。明石はあらかじめ選んだ医務取締の中から年配者24人に命じて、翌日から14日までの間、2人ずつ昼夜交替24時間体制でヨンケルの世話をさせた。そして、15日からヨンケルによる診察が始まった。診察は日曜日を除いて毎日午前9時から正午までおこなわれた。12日に選んだ「当直医」を補助に付けている。「当直」とは日中の勤務のことをいう。

この間、栗田口青蓮院では着々と病院施設としての準備が進められていた。10月17日、ようやく仮療病院が出来上がった。22日からは宿舎での新患診察は中止し、25日からは新旧ともに患者の診察を中止して引っ越し作業を優先させている。この日、11月1日に療病院を開業する旨

を正院および大蔵省に報告した。合わせて諸方に全16条からなる開業当日の次第を公布した¹⁾。

栗田口の地を選んだのは、解剖所との関連からである。明治4年10月19日、明石は府に対して「医理研究習学」のために解剖所の設置を建議したが、場所を特定しなかったため一旦却下された。そこで同月25日、改めて栗田口刑場背後にあった黒谷焼場跡地を選定して、これが認められた。翌年2月19日竣工している。最初の建議は仮療病院竣工の2日後であり、急遽設置場所を選定したかのように見える。しかし、移転作業であわただしい中、わずか1週間たらずで一から選定をおこなったとは思えない。当時の状況からすれば、解剖所を設置する場所はきわめて限定される。おそらく明石の考えでは、解剖所の場所を念頭に置いた上で療病院の場所を栗田口青蓮院に決めたのであろう。なお、はじめてここで人体解剖がなされたのは、およそ1年後のことであった。

■『京都新報』と仮療病院開業式

かくして11月1日、青蓮院で仮療病院の開業式がとりおこなわれた。その様子は『京都療病院新聞』第1号にくわしく記述されており、諸書に引かれるところである。一方、客観的資料として『京都新報』があることは、すでに『八十年史』が指摘している。しかし、11月11日付(第23号)の挿図を掲載して検討を加えているものの、有益な情報を含むと思われる記事については、あまり触れていない。また、掲載号すべてに言及しているわけでもない。引用注には個人の所蔵であることを記すのみで、今となつては所在不明である。当該号は京都府立京都学・歴史館はじめ公共施設での所蔵も確認できず²⁾、久しく原資料に当たることがかなわなかった。ところが、このほど筆者は運よくこれをまとめて入手することができたので、ここに紹介するとともに従来の説についても再検討することにした。

『京都新報』は明治5年9月26日、村上勘兵衛によって創刊された。木版一枚刷りの隔日刊で(同年10月17日付以降は京都博聞社の刊行)、現在のところ明治7年の第21号までが確認されている(毎年第1号から始まる)。本紙前後に同名の新聞が発行されているが、他社によるもので無関係である。

まず10月25日付(第15号)では、京都府知事ながたにのぶあつ長谷信篤による「京都療病院開業ノ御布告」と京都療病院による「療病院開業当日ノ次第」を全文載せた。いずれも『京都府布令書』によるものであり、既知の資料なのでここでは省略する。ついで10月29日付(第17号)には、開業式の予告を載せる。

○来ル十一月朔日、京都療病院御開業ノ祝賀トシテ、当日洛東知恩院ニ於テ歌舞ヲ催シ、八坂新地同下河原ノ妓女コレヲ奏ス。右ハ三井三郎助・小野善助兩人ノ催ス処、又同所ニテ能狂言ヲ興行ス。右ハ嶋田八郎右衛門・下村正太郎ノ兩人催シナリ。何レモ府庁ノ許可ヲ得テ祝催スル所ナリ。猶其日ノ賑ハイ等ハ後日発兌スベシ

開業式に際して歌舞音曲が催されたことは、『京都療病院新聞』第1号によって知るところである。演目や出演者は既知であったが、ここではその主催者が明記されている。4人はいずれもいわずと知れた豪商であり、明治3年正月、物産引立会所の用掛をつとめ、翌年の勸業場開設に尽力した³⁾。ここでは芸妓や能役者を招いて、祝宴に華を添えた。

続いて11月11日付(第23号)では、【療病院開業群詣之図】と【知恩院台所門ノ傍ヨリ粟田エ切通シ新道畧図】を載せ、開業式当日およびその直前の様子を詳報した。記事では、

○本月朔日快晴ノ天、未ダ小春ノ節、蒼天浮雲ナク玲瓏タルニ、彼ノ療病院開業ノ式、第十五号ニ出セル如クニテ、三条通粟田ノ辺リハ当日出頭ノ寺院或ハ組々ノ医師等最寄々々ニ下宿ヲ構、夫々ノ票号ヲ出シ、療病院入口門前ニハ「ホラフ」ヲ建テ、兼テ献金ノ名録ヲ記セシ札ヲ掲ケ、島原八坂新地、其他ノ遊女芸妓等相踵テ、今日ノ結構ヲ拜見ニ来ル事蛾眉艶態粧ハサル無ク、羅衣紅裙飾ラサルナシ。吉野龍田ノ光景ヲ一時ニ見ツル心地シテ、見物ノ雑沓之カ為ニ蝟集シ、其行ク所烟壑天ヲ霞ム。三井・小野・島田・下村ノ四家ヨリ催ス所ノ猿樂歌舞ノ演場モ亦群集云ン方ナシ。道スカラ往来曉第五字ヨリ夜十字、後ニ至テ賑ハヒタリ。爰ニ又今般療病院ノ西門ヨリ知恩院山内へ新道ヲ開カレ、本日ヨリ往還トナリタリ。是迄ハ知恩院ヨリ粟田へ至ル順路、甚タ迂遠ニシテ往来困惑ノ思ヒヲナセシカ、右半丁ヨリ新道出来セル上ハ、東山名所見物ノ便宜至極ハ更ナリ。粟田以東ヨリ丸山下河原清水寺等エノ往来六七丁ノ近道ヲ得タリ。

○同日療病院開業ニ付、知恩院ニテ能狂言有リ。見物数千人中ニテ鬚ノ有人漸三人ヲ見出セリ。頭髮開化モ不日ニシテ余程進歩セリ。

という。以下、いくつかの項目に分けて検証し

よう。

(1) 正 門

挿図では仮療病院入口の門におびたしい数
の人が詰めかけている様子が描かれる。『八十
年史』はこの門を青蓮院の長屋門と断定し、そ
の写真は「いつも創立記念号の巻頭を飾ってい
る」と述べた。青蓮院の長屋門は門前のクスノ
キと相まって有名であるが、挿図の中ほどに描
かれる建物がこれに該当する。しかし、挿図の
手前にある門は別物であり、これこそ仮療病院
の正門と呼ぶにふさわしい。

明治のはじめ、青蓮院には長屋門が2棟あつ
た。1棟は現在の神宮道(もと応天門通)に西面し
て建てられていたが、明治13年に取り払われ
た。翌年に境内の整備が計画されていたからで
ある⁴⁾。もう1棟は境内玄関付近に北面して建て
られていた。古くは表長屋門といった。明治26
年9月の火災時も、表長屋門は焼失を免れ⁵⁾、現
在に至る。

現在参詣者の入口となっている山門は位置も
異なり、比較的新しく設置されたもので、明治
初期には存在せず対象外である。いずれにしま
も、挿図手前に見える門はこの場に現存しない
ことが判明した。

では、挿図手前に描かれた門は何か。当時の
境内図を見ると、境内北端に三条門があつた。
たとえば明治5年作成『愛宕郡社寺境内外区別
原図』青蓮院(京都府行政文書、明5-46。京都府
立京都学・歴彩館蔵)に「三条門」が見える。現

在の神宮道と三条通の交差から11間半南に奥
まったところに建てられている。西脇には別棟
の「建物」が見える。明治24(1891)年10月の『青
蓮院志稿』および『愛宕郡寺院明細帳』青蓮院(と
もに京都府立京都学・歴彩館蔵)には三条門を「方
二間」とし、次いで「全番所 梁行二間、桁行四
間半」と記す。この「建物」は番所であつた。

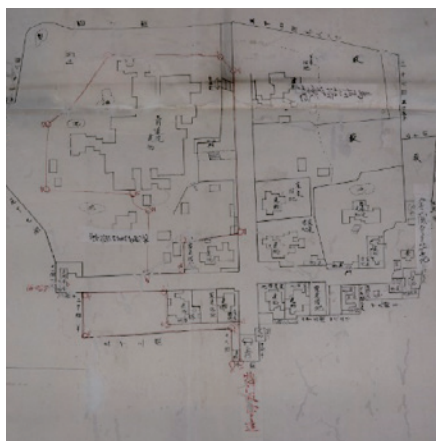
『京都府名勝撮影帖 一』(宮内庁書陵部図書寮
文庫蔵)に載せる「仮療病院[新設]」の写真は、ま
さにこの三条門そのものである。様式は高麗門
であつた。番所や土塀、さらには奥の景観など、
挿図とまったく矛盾するところがない。右の鏡
柱には「仮療病院」の看板が掛けられており、三
条門こそ挿図手前に描かれた仮療病院の正門
だったのである。

本書は明石が明治10年3月、明治天皇の京都
行幸に際して、府知事榎村正直を介して献上さ
れた。舎密局の受講生が制作したという(京都府
立京都学・歴彩館資料ガイド)。明石は多くの事
業に取り組んだが、この写真にはひとときわ思い
入れがあつたことであろう。挿図では左手前に
寄進札を掲げていた。残念ながら写真枠の関係
で、その有無を確認することはできない。

写真をさらに分析しよう。まず、袖壁右端の
柱に貼紙が見え、「九月 日曜日 五日 十二
日 十九日 二十六日」と墨書されていること
が確認できた。仮療病院は日曜日などが休業で
あつたので、それを知らせたのものであろう。『京
都府布令書』には、休業日の日曜日を記したも
のがある。曜日に慣れない人への通知である。



『京都新報』第23号(明治5年)



『愛宕郡社寺境内外区別原図』



仮療病院(新設)〔「京都府名勝撮影帖 一」〕

明治初期の9月の日曜日で、これに該当するのは明治8年である。写真はそのころ撮影されたものであると断定できる。

左の鏡柱にも貼紙が見える。ガラス原版のため画質は荒く、解読は困難を極めるが、それでも一部判読できた。すなわち、

一、教師ノ診察(不明)午前第九字マテニ来院ス可シ。

一、当直医ノ診察(不明)午後第一字ヨリ第三字マテニ来院ス可シ。

但、大患急症ハ此限ニアラス。

要するに患者に向けて開院時間を知らせるものである(当時は時刻を～字と表記した)。不明部分を確認するには、当時の「療病院治療条則」を参考にすればよい。

治療条則は、開業直後に制定された。その第三章 教師診察時間は、

第二十三条 教師病者ヲ診察スルハ朝第九字ヨリ第十一字マテヲ限トス。因テ診察ヲコフモノハ朝第七字ヨリ第九字迄ニ来院ス可シ。此時間ヲ過レハ其日ノ診察ヲ止ム。尤大患急病ハ此限ニアラス。何時ニテモ来院苦シカラス

というものであった。同時に出された教師課業表によれば、外来診察は月水金のみで、火木土や前後の時間は医学生への授業がおこなわれている。なお、「日々朝第八字ヨリ第九字迄ハ初

学生ニ教へ、第九字以後ハ進学生ヘ教授スルナリ」との注記がある。

翌年には時間割を改めて(「教科日課」とする)、午前7時から8時までを「教師ヨンケル氏講義」に充て、解剖学のほか産科や病理学を教えた。10時から12時は「学務掛受付」として文典(独逸)・会話書(独逸)・数学・究理学を学ぶようにしている⁶⁾。8時から10時までの間に外来診察などをこなしたのであろう。

さらに明治7年4月、条則が改正された。第二章 教師診察時間は、

第十四条 教師病者ヲ診察スルハ朝第十時ヨリ第十二時迄ヲ限トス。因テ外来患者ノ診察ヲ乞フ者ハ朝第十時迄ニ来院スヘシ。此時間ヲ過レハ其日ノ診察ヲ止ム。尤大患急症ハ此限ニ非ス。何時ニテモ不苦。

となった。診察時間の変更に伴い課業表も見直されている。

授業は午前9時から10時までになった。そのあと「外来病者診察」および講義となった。治療学・内科・外科が加わる一方で、産婆術・諸病看護法・産科が見えない。特に産科関係はヨンケルの得意とするところである。男性外国人医師への抵抗感から、患者があまり来なかったのであろうか。貼紙の第一項は、午前10時からの診察のため9時までに来院させたということであろう。

第二項は当直医に関するものであるが、いずれの条則にも当直医の診察については規定が見られない。改正条則における当直医の任務は、①患者を教師ヨンケルに引き渡す、②ヨンケルが書いたカルテを和訳して患者に渡す、③カルテ記載の薬服用法を患者に説明する、④患者が入院するときは、その手続きなどをおこなう、といったものであった。現在では病院事務職の仕事に類する内容である。ただ、第一章「治療ヲ乞フ順序」のうち、第一条の但し書きに「当直医ノ診察ヲ乞フ者モ右同断」とあるのが注目される。これは開業直後の条則にはなかった条文である。つまり、当初はヨンケルのみの診察であっ

たが、改正後は当直医も診察を担当するようになったということである。さらに第三章「当院休暇」の中で第十九条に付して「右ノ外、臨時休暇ノ日モ当直医ハ常ニ在院スルコトニ付、急病或ハ大患アルトキハ何日ニテモ申来ルヘシ」との一文もある。こちらは改正前の条則にも見られる。

条則には当直医の診察について、具体的に定めるところがない。そもそも条則はヨンケルの求めに応じて作成されたものであり、ヨンケルに関しての規定であった。当直医の診察についてくわしく触れないのも、けだし当然といえよう。実状は貼紙のごとく、午後の2時間を割り当てていたことが判明したのである。当直医は有数の医師が集められた。ヨンケルの補助をしながら、最新のドイツ医学を学び、診療に生かしていたものと思われる。それが明石の意図するところであり、京都の医学水準を高めたのである。

さて、前掲『愛宕郡社寺境内外区別原図』には、三条門に朱字で後代の書入れがあり「惣門取除申達」とある。もとより現在この場所に三条門は現存しない。のちに移築されたのである。「寄付状之写⁷⁾」には、以下のように記される。

一、三条門 間口貳間、奥行貳間
但シ左右塀共

一、同門番所 間口四間半、奥行貳間
右貴院エ御寄付致候間、其筋之許可相成次第、何時ニテモ御引取可被下候、依テ寄付状、依テ如件

大正十三年貳月十五日

京都市上京区粟田口町

青蓮院門跡 中村勝契[㊦]

妙法院門跡事務担当

奥田公昭殿

太田深澄殿

このように、三条門は番所とともに大正13(1924)年、妙法院に寄付されたのである。現在の蓮華王院三十三間堂西門がそれである。写真は移築間もないころの撮影である。



三十三間堂西門／黒川翠山撮影
(京都府立京都学・歴彩館蔵)

三十三間堂には現在の七条通あたりに西大門があった。しかし、帝国京都博物館(現在の京都国立博物館)建設に伴い撤去され、明治28(1895)年に東寺南大門として移築された。南大門は明治元年10月21日に焼失していた。

いずれにしても、粟田口青蓮院にあった仮療病院の正門(三条門)が現存していることは新たな発見であり、まことに喜ばしく意義深いといえよう。

(2) 標 旗

さて、療病院入口門前には「ホラフ」つまり旗が立てられたという。挿図を見ても、門の両脇にたなびく旗が描かれる。厳密に言えば門前ではなく門内である。前掲『京都府名勝撮影帖 一』の写真でも、ほぼ同じ位置に旗棒が確認できる。旗そのものが写っていないのが惜まれる。

向かって左は、いわゆる赤十字旗である。『京都療病院新聞』第1号にも記すところである。西洋諸国では病院に十字の標旗を用いているので、当病院でも掲げようとしたところ、十字旗はキリスト教でも用いるので不適切との意見が出た。しかし、レーマンがこれを否定して採用されたという。新聞には朱色を施した旗の絵を載せた。

ところが、赤十字ではなく、あえて黒十字にしたとの説がある。『京都医事衛生誌』第169号(1908年4月)に明石の懐旧談があり、「黒十字の徽章」

と題して以下のように記す。

(前略) 偕て病院の定紋即ち徽章は如何なものに定めたらよからうといふ問題を提出したところ、僧侶達も其所までは穿鑿して居らぬのでまさか卍字を付けて呉れろと云ふ訳には行かぬと見え、然るべき様にこのことに、我輩は然らば泰西には慈善的の徴符に赤十字を用ふるの風があつて、赤十字の病院もありと聞く。遠からず我国にも赤十字事業なるものが起るだらう。故にこの病院の徽章には黒色の十字即ち黒十字を用ゐては如何との説を出すと、西洋好きの槇村氏等は成程それは面白からんとて直に賛成したので、我輩は然らば徽章は黒十字と定め、病院の名称は僧侶の主張通り「療」の字を加へんとの折衷論を出したので、急進、保守の両派共異存なく衆議一決して問題は解決を告げた。左れば「療」の字と黒十字の符は病院草創者の特に懇請した紀念で、今も尚ほこれを使用して居るのである⁸⁾。

明石は赤十字事業がまもなく日本に導入されることを見込んで、あえて黒十字を提案したところ、槇村が賛成して現在に至ると述べている。田中緑紅氏はこれらをうけて「療病院新聞一号には赤十字の木版が入つてゐるが最初は黒十字で後に赤十字にしたものかと考へられる」と想定した⁹⁾。

『京都療病院新聞』は、開業後ほどなくして発刊されたものである。発刊当時も旗は掲揚されていたはずであるから、虚偽を掲載するわけにはいかない。『京都新報』の挿図でも、十字は白抜きになっている。黒十字ならば塗りつぶすであろう。赤十字は慈善の象徴であり、間もなく日本でも赤十字事業が起こるといふのであれば、あえて変更する必要はなかろう。また、なぜ赤を黒にしたのか理由を明らかにしていない。その後も療病院で黒十字を使用した例はない。明石は明治13年7月の療病院・医学校新築移転式における挨拶でも、仮療病院の開業を明治5年8月と誤っている。懐旧談が掲載されたの

は、明石が亡くなる2年前の70歳であった。記憶があいまいであったとしても、やむをえない。

黒十字はプロイセンの紋章であり、黒十字から派生した鉄十字は戦功者への勲章として名高い。旗の掲揚が議論されたのはヨンケル到着後のことであるから、彼の意見を反映しているであろう。治療条則の制定といい、ヨンケルは病院運営に対して相当主体的に関与している。明石とヨンケルが相談する中で、赤か黒かという話が出たのかもしれない。明石がヨンケルに配慮して黒十字を提案したところ、ヨンケルが療病院の趣旨から赤十字を主張したのではなかろうか。その記憶が勘違いを引き起こしたと考えられる。

向かつて右の旗は、いわゆる垂直三分旗である。『八十年史』はこれを「三色の仏教旗」と考えた。木版のため、六筋有色の旗を省略して縦三筋にしたというのである。しかし、いわゆる六色仏旗は1885年にスリランカで制定されたもので、日本に紹介されたのは明治22年であった。したがって、この説は当たらない。

前述の赤十字旗と合わせて2基の旗に関しては、次の一文が参考になる。

是ヨリ先キ院吏、方サニ開院ニ瀕スルヲ以テ、本院標掲ノ徽章ヲ擬擬シ、客月十四日、之レヲ申議ス。本府批シテ之レニ従カフ。其申且ツ批ニ曰ク、

当院標旗之儀、別紙図面之通、万国普通療病院旗章一基并当府標旗壹基、都合二基当院門前ニ建営有之度奉伺候(後略)

壬申(明治五年)十月十四日 療病院¹⁰⁾

院吏すなわち明石が定めたという「万国普通療病院旗」とは赤十字旗のことである。もし黒十字ならば、この表現はとらないであろう。もう1基の「当府標旗」が垂直三分旗を指すことは明白である。右の旗は仏旗ではなく、京都府の標旗だったのである。挿図では三筋を白抜きで描くが、すべて白色だったわけではないはずである。文中「別紙図面之通」というが、末尾に「別紙図面今略之」としているので参考にしようが



牧畜場〔新設〕
〔『京都府名勝撮影帖 一』〕

ない。京都府布令書をはじめ関係資料に当たったが、残念ながら府が標旗を制定したとの文献を確認することはできなかった。

しかし、『京都府名勝撮影帖 一』に載せる「牧畜場〔新設〕」の写真に垂直三分旗を見いだすことができた。牧畜場は明治2(1869)年2月、府が鴨東に設置した施設である。ここに掲げる旗となれば、府の標旗以外にありえない。ただ、モノクロ写真のため色までは不明であるが、中央が白く両端が有色の三色旗であることは間違いない。

また、府が明治4年に設けた「勸業場」(河原町通二条下ル)の写真(東京大学大学院法学政治学研究所附属近代日本法制史料センター明治新聞雑誌文庫蔵)にも、門右脇に垂直三分旗がたなびいている。やはりモノクロ写真であるため、色は確認できない。遠藤茂平編『京都名所案内図会』(正宝堂、1881年)も「勸業場」の銅版画を載せ、旗も鮮明に描く。しかし、こちらは三筋の両端が白く中央が黒くなっている。原版作成時の単純ミスであろう。

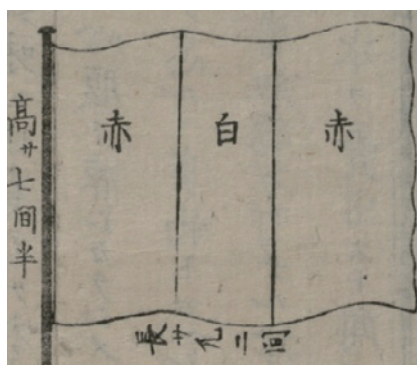
ここで参考になるのが明治4年5月に発行された『京都新報』第3号(西京新聞社)である。記事には「五月廿八日ヨリ如図号旗ヲ河原町勸業場・中立売授産所ノ両所ニ建ラル」として旗の図を載せる。いずれも府の施設であり、时期的にも近く寸法(旗の幅が約2間、旗竿の長さが7間半)も大きな矛盾がないことから、仮療病院に立てられた標旗もまた赤・白・赤の垂直三分旗であったとみてよからう¹¹⁾。赤十字とともに紅白で彩られた一对の旗は、慶事を飾るにふさわしく映ったことであろう。



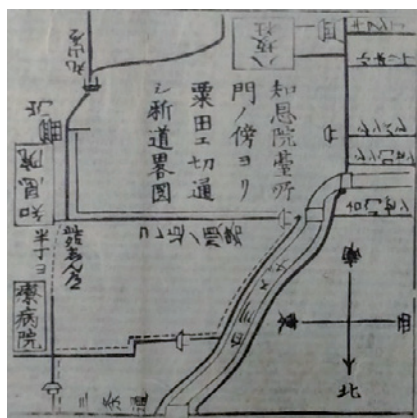
勸業場(東京大学大学院法学政治学研究所附属近代日本法制史料センター明治新聞雑誌文庫蔵)



勸業場(『京都名所案内図会』)



『京都新報』
第3号
(明治4年)



『京都新報』
第23号
(明治5年)

(3) 新道

記事では「今般療病院ノ西門ヨリ知恩院山内へ新道ヲ開カレ、本日ヨリ往還トナリタリ」と述べ、療病院開業に際して道路工事がなされたことを伝えている。そして、改めて新道略図を掲げた(『八十年史』でこの図を引用したが、内容に

関しては一切言及していない)。これを見ると、現在の神宮道は青蓮院の西側あたりで途切れていたのである。知恩院台所門(現在の北門)西側までの半丁余(約60メートル)が新しく作られた。「此処しん(新)道」と注記する。療病院正門である三条門も見える。

記事では「療病院ノ西門」との表現も注意される。西門とは青蓮院境内西側の南端に位置する四脚門(御幸門)であろう。現在でも四脚門と神宮道をつなぐ石段が北寄りの斜めになっているのは、三条通方面との出入りのみを想定するとともに、石段下あたりで道が閉ざされていたからと思われる。

新道開通については、以下の文書により立証できる。

新道開通見込之伺

今般粟田口青蓮院江療病院御設ニ付而者、修繕之ケ所不日落成ニ可相成、然ル処、同所ハ三条通一方之出入ニ而南方ヨリ之通路無之、諸人通行不弁ニ付、実地粗見分致候処、青蓮院門前より南江新道を開き候得者、智(知)恩院塔中良照(正)院境内空地之場所ニ相当り、表通ハ同院北之黒門前見張番所辺ニ相成、此番所ハ無用之物ニ存候付、撤却為致、境内纒之地所上地いたし候得者、最安く新路開通、諸人往行弁宜与存候間、御序之砌、一応御高臨被為在可然被思召候ハ、猶取調可申上与奉存候事

壬申(明治五年)十月 土木課¹²⁾

粟田口青蓮院において療病院開設に向けての修繕が間もなく落成するというから、明治5年10月17日の少し前にこの「伺」は出された。開設準備の一環として新道敷設が計画されたことは明らかである。『京都療病院新聞』第1号にも、

粟田旧宮邸ノ南鄰ハ知恩院ナリ。中ニ竹林アリテ三条通ヨリ白河ニ沿テ南シ、古門前ヨリ入ルニ非レバ至ル能ハズ。這回コノ旧宮邸ヲ以テ仮ニ療病院トナン、開業前一日遽ニ竹ヲ伐リ道ヲ作ル。人ノカヲ用フル

六十人、其間四十間バカリ一日ヲ以テ成ル。是ニ於テ往来相通ジ、人以テ便トス。

と述べ、開業前のある日、60人がわずか1日で竹林を切り開いたと伝えている。ここでは「四十間バカリ」というから、70メートル余となる。新道略図と少々食い違うが、ともに目測であろう。ただ、記者は竹林が知恩院境内であると認識しているが、誤りである。前掲『愛宕郡社寺境内外区別原図』を見れば四脚門の西向かいあたりは鳥居小路家(青蓮院の坊官)の敷地が広がっており、道が塞がれていることを確認できる。鳥居小路家は、3年までこの地にいたが、すでに改易転退していたので¹³⁾、工事に支障はなかったと思われる。具体的な日は特定できないが、開業間近の急な工事であった。

当時は東海道の名残もあって、三条通が正面であった。すでに江戸時代中期には三条通に面した門があった¹⁴⁾。現在の神宮道西側には別院の尊勝院(大正4<1915>年、現在地に移築)があり、青蓮院門主は尊勝院住職を兼ねていた。また、金蔵寺(明治4年廃寺)や多くの「家来借地」などもあった。今から見ればやや偏った位置に三条門は建てられているようだが、もとは境内北端のほぼ中心だったのである。これらを考えると、三条門を療病院正門とすることは、けだし当然である。三条通以南の道は街路ではなく、境内の参道であった。三条通以北の神宮道(応天門通)は、明治28年の第4回内国勸業博覧会後に整備された道である¹⁵⁾。三条通を北上することを想定したものであって、縮尺模造された応天門と三条門をつなぐ道であった。

患者らは三条門を通過して境内に入り、表長屋門を通過して診察室などのある宸殿に向かったと思われる。しかし、南方から来る人は、知恩院前から白川筋に迂回しなければならなかった。新道開通によって利便性が高まることはいうまでもない。たびたび記事に出ていた知恩院での歌舞・猿楽見物のため、移動しやすいよう配慮したことも要因であろう。また、三条通から東山の名所見物に出かけるにも便利になったと記している。知恩院から円山・祇園を経て高台寺・

清水寺へと続く道筋となる。観光にも一役買ったといつてよい。

知恩院塔頭良正院は、黒門の北西にある。その敷地の一部（東側）を買い上げるとともに黒門前の番所を撤去すれば安上がりという。現在この道はなめらかな曲線を描いて黒門前に達しているが、これは当初の状態ではなかった。

明治8～15年に作成された「下京区林下町知恩院境内外区別実測図¹⁶⁾」によれば、新道は良正院と役院との間を走り、黒門および門前の石段で突き当たり、西に折れて石段の北脇の細道を通って良正院門前に至っている。

明治17年10月6日作成の「知恩院全境内建物方位縮図¹⁷⁾」および明治16～18年作成の「下京区第拾五組林下町知恩院境内外区別実測図¹⁸⁾」でもほぼ同様であるが、良正院門前に番所が加わったので、往来するにはここを通る必要があった。改めて新道略図をよく見ると、新道を表す破線は黒門から総門（古門）に至る参道で一旦突き当たっていることが確認できる。明治期の古写真「知恩院黒門通¹⁹⁾」は、黒門から総門を向いて撮影されたものだが、画面右端にわずかながら建物の庇の一部が写っている。マクラウド『日本古代史の要約による図』（1878年）の「洛東華頂山知恩院細図」にも良正院前に小屋が見える（国際日本文化研究センターDB「外像」による）。これが番所であろう。

したがって、通り抜けられるようになって便利になったとはいえ、少々制限されたものであった。やがて明治27年に高塀などを新設して一層整備しているの²⁰⁾、おそらくこのとき、より便宜を図るため一直線にしたのであろう。昭和26（1951）年の「京都市明細図」や昭和28（1953）年の「都市計画図」を見ると、役院前の道はなお残存している。現在役院のあたりは知恩院史料編纂所になっている。これは昭和45（1970）年に浄土宗開宗800年記念事業として新設された。このとき整備されたと思われる。

以上を整理すると、正確には青蓮院四脚門前から知恩院黒門前までの間、旧鳥居小路家の竹藪の一部を切り開き、知恩院塔頭良正院敷地の空気を整備して新道としたのであった。「伺」に



「下京区林下町知恩院境内外区別実測図」

も新道（ここでは竹藪部分）を開けば良正院境内空地に突き当たると述べている。『京都療病院新聞』記者は、両者を混同して知恩院の竹林と書いたのであろう。地図などから判断すると、竹藪は新道全体のおよそ三分の一程度であった。20メートル余りであり、空地はさほど手間がかからない。これなら1日で完成させることも可能であろう。

知恩院は明治5年9月、小方丈・集会堂を療病院御用所として府に貸与するとともに700両を献金した²¹⁾。小方丈は桁行12間半・梁間10間2尺の建物で6室からなる。集会堂は千畳敷といわれる大堂で、同年3月10日から80日間にわたり第1回京都博覧会の会場にもなった。用向きが何であったかは不明だが、仮療病院開業の一助となったことは確かである。また、明治6年3月12日には良正院および隣接する先求院は、南禅寺方丈とともに、療病院非常手当所となった²²⁾。至近の寺が選ばれたのであるが、それぞれどの塔頭ないし建物を充てるかは各寺に任せた結果である。余興の場が知恩院であったことを想起するとき、仮療病院の開業および運営に協力したのは青蓮院だけではなく、知恩院の寄与するところ大であったことを付記しておきたい。

さて「伺」（罫紙）の枠外余白には「療病院はいつれ新二建築之積りニて、夫迄ハ金之不入事、新聞ニ候也」と記す。新たな情報として、仮療病院がいずれかに新築移転することを書き加えたと

思われる。もとより移転が予定されていたことは、その場所や名称からも明らかであろう。ただし、移転先はまだ決まっていなかったように読める。「仮」である間に対応できる患者数も限られ多くの収益が見込めないので、節約に努めなければならない。「最安く新路開通」とは、そうした意識から出た言葉であろう。

仮療病院の開業にあたって、三条門から南下する境内通路を延長して知恩院門前、さらには東山まで貫通させたことは、これまであまり指摘されたことがなかった。あくまで寺の敷地、つまり私道によって往来を可能にした点も評価されるべきであろう。岡崎公園整備後、この英断が益するところ一層大となったのである。

(4) 群 集

開業式当日は好天に恵まれた²³⁾。混雑ぶりは挿図からでも十分伝わるが、記事でも言葉を尽くしてその様子を紹介している。土埃で天がかすむほどであったというのも、あながち誇張とはいえない。数千人に及んだという群集は、むしろ余興の見物が目的であったかのようである。「療病院開業当日ノ次第」によれば、寄進者のもとより献金をしなかった者でも入場券を買えば自由に来観できた。

門前の寄進札がいつまで掲げられていたかは不明である。『京都府名勝撮影帖 一』の写真でも、石段下あたりで画面が切れているため確認できない。寄進札の掲示は社寺では一般的なことであり、その習慣に基づいたのであろう。寄進者への顕彰と新たな寄進への誘導の意味がある。梶井町に移転するまでの間、撤去されなかったと考えてよい。

数千人に及ぶ群集の中で、鬘を結っているのはわずかに3人であったという。参加者は頭髪と相まって、いよいよ西洋文明の時代が到来したことを実感するのである。11月13日付(第24号)にいう。

○療病院開業ノ御式拝見セント蝸集セル男女
貴賤ハサスカニ広キ青蓮院・知恩院ノ間ニ
充満セリ。ヤカテ御式始マラントシテ雅楽

ノ音、朝霞ト共ニ調フヲ聞キ、吾先ニ進テ
其御式ヲ拝見セント諸人競テ昇堂ス。数十
ノ邏卒其雑踏ヲ制セントテ喝シ鎮ムレト
モ、其勢中々制シ止ム可カラス。^{たちま}乍チ御下
知有テ制止スル事ナカラシメ、土足ノ昇
堂ヲ許シ給フ。是ニ於テ諸人下駄草履等ノ
俣、院内立錐ノ際モナク昇堂シテ、則チ参
事様ノ読知教師ヨンケル氏ノ演説ヲ始メ、
当日ノ御式ヲ自由ニ拝見スル事ヲ得、各自
得シテ退散セリ。

群集は数十人もの警官の制止を振り切り堂舎に上がろうとした。やむなく制止することを止めたので、土足のまま上がりヨンケルの演説などを自由に見学したという。これも西洋風の一端といえようか。

■おわりに

粟田口仮療病院開業式の外観をめぐって、旧説の再検討を図った。改めて『京都新報』を主軸に諸資料を勘案すると、数十年間無批判に受け入れられてきた旧説の修正が必要となった。仮療病院の正門には青蓮院の三条門を充てたこと、正門は大正末年三十三間堂に移築され、その西門として現存すること、正門の両脇には赤十字旗と京都府の標旗が立てられたこと、南方からの通院に利便であるように境内参道を貫通させたこと、仮療病院の開業は医学の近代化と京都の観光化に大きく寄与したこと、などを指摘することができた。【療病仮院開業群詣之図】は、簡略ながら実態を正確に描いたものであった。【知恩院台所門ノ傍ヨリ粟田エ切通シ新道畧図】は、療病院が発信した資料では知りえなかった事実を伝えている。『京都新報』は療病院の歴史を語る上できわめて重要な資料といえよう。内観については『京都医事衛生誌』第3号(1894年6月)によると、診療所・手術所・病室・医局・薬局・事務所・器械室・教場があったという。

- 1) 京都府行政文書『京都府布令書』明治5年(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 2) 樋口摩彌「明治前期の京都新聞史に関する基礎研究—新聞・雑誌の所蔵調査に基づいて—」(『書物・出版と社会変容』第17号、2014年10月)、同「明治前期の京都における新聞・雑誌の印刷所の実態」(『同』第18号、2015年3月)。
- 3) 田中緑紅『なつかしい京都』(京を語る会、1958年)。
- 4) 『愛宕郡寺院明細帳』青蓮院(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 5) 京都府行政文書『社寺明細帳異動綴』明26-52所収「火災御届」(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 6) 京都府行政文書『京都府史』第1編・第39号・政治部衛生類1(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 7) 京都府行政文書『寺院営繕』大13-50-2(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 8) 同様の趣旨は、明石の次男厚明が編纂した『静瀾翁略伝』(明石厚明、1916年)にも記される。
- 9) 田中緑紅『明治文化と明石博高翁』(明石博高翁顕彰会、1942年)。
- 10) 京都府行政文書『京都府史』第1編・第39号・政治部衛生類1(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 11) ただし三等分ではなく左右の赤がやや幅広になっている。京都府行政文書『布令原書』明1-11(京都府立京都学・歴史館蔵)に「当府并二官員非常日標」の昼日標として同じ赤・白・赤の旗を掲げる。旗の幅は4尺2寸で、左右の赤が1尺6寸、中央の白が8寸5分、縦が3尺9寸、旗竿の長さは4間3尺4寸となっている。寸法は大きく違うが、赤白の比は同様であったと推測される。
- 12) 京都府行政文書『道路事件』明5-85(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 13) 『京都坊目誌』上京第廿七学区(粟田口町)之部。
- 14) 白石克『元禄京都洛中大絵図』(勉誠社、1987年)。
- 15) 京都市編『岡崎公園沿革史』(同市、1997年)。
- 16) 京都府行政文書『下京区社寺境内外区別図』社寺境内外区別取調2(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 17) 『下京寺院明細帳』知恩院(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 18) 京都府行政文書『下京区社寺境内外区別図面』社寺境内外区別取調42-2(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 19) 矢野家写真資料49(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 20) 京都府行政文書『常置委員諮問及報告』明27-34(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 21) 藪内彦瑞編『知恩院史』(同院、1937年)。
- 22) 京都府行政文書『京都府史』第1編・第39号・政治部衛生類1および同『京都府史』第1編・第45号・政治部戸口類提要 民俗類提要 衛生類提要(京都府立京都学・歴史館蔵)。
- 23) 『京都新報』11月1日付(第18号)によれば、この日は新暦12月1日に当たり日曜日であった。また「本日晴 寒暖計四十九度」と記す。気温は華氏表記だから、摂氏では9.4度になる。

5 療病院・医学校

はじめに

明治13年、仮療病院は上京区梶井町に移転し、晴れて京都療病院と名乗った。合わせて正式に医学校が発足する¹⁾。この間、3人の外国人教師を経て、日本人の院長・校長が誕生する。しかし、運営面では必ずしも順風満帆に進んできたわけではない。ときには存続か廃校かの瀬戸際に立たされたこともあった。

第一の危機と称されるのは、明治21年3月のことであった。前年9月、府県立医学校費は次年度以降、地方税で支弁することが禁止されることになった。このため府立大阪医学校(翌年大阪医学校と改称)、京都府医学校、愛知医学校の3校だけが残り、他は廃止されることになったのである。京都府医学校が存続しえたのは、療病院の収入を医学校費に組み入れることができたからである。

第二の危機と呼ばれるのは明治32年、京都帝

国大学医科大学の開校と同附属医院の開院に際して京都府医学校の主だった教諭が引き抜かれ、存廃問題にまで発展したというのである。ところが、その時期や経緯について、資料を子細に検討した結果、通説を見直す必要が生じた。改めて京都府医学校の第二の危機をめぐって考えたい。

存廃問題の時期と経緯

明治30年6月、京都帝国大学設置の勅令が出され、分科大学として同年9月まずは理工科大学が発足した。ついで翌年9月、法科大学と医科大学が設置開講される。特に医科大学については、明治31年4月に設置委員が組織され、京都府医学校の猪子止戈之助、元帝国大学医科大学長の三宅秀、文部技官の久留正直が選ばれた。猪子は明治15(1882)年5月、東京大学を卒業して直ちに医学校教諭(外科学)として採用された。東大卒業の医学士が3人以上在籍していれば、無試験で医術開業免許が下付される制度

に伴う人事であった。明治20(1887)年1月には校長兼院長に就任している。

猪子は医科大学設置に当たって、みずから教授兼院長になった。そればかりか医学校の主だった教諭を引き抜くことにした。明治32(1899)年6月には平井毓太郎(内科・小児科)、7月には浅山郁次郎(眼科)、8月には笠原光興(内科)、そして開講後の翌年5月には加門桂太郎(解剖学)が医科大学に転任するため医学校を退職した。

これらを受けて『百年史』巻末年表の明治33(1900)年12月の項に「創設の京都帝国大学医科大学に多数の人材が引き抜かれたため、府会で京都府医学校の存廃が問題になったが、1票の差で存続に決定した。これは第2の危機であった。」と記している。同書本文(77ページ)では明治32年12月に医科大学附属医院が開院したことを紹介した上で「同じころ開会されていた京都府会では、療病院・医学校の将来が問題になっていた。これよりさき、府当局は、ひきぬかれた医学士教諭の補充を関係各方面に打診していたが、早急な実現は困難だった。一時は、生徒の新規募集をとりやめ、在校生の卒業とともに廃校にして、療病院のみを存続する決意をかためた。」と述べている。

府会で医学校の存廃が問題になった時期に関して、本文では明治32年12月といい、年表では明治33年12月として、明らかに矛盾した記述となっている。しかも、年表では府会で決議され、1票差で存続になったという。いずれも典拠を示しておらず、改めて検証すべきであろう。

まず府会のやり取りから確認しよう。医学校の存廃が話題に上ったのは、明治33年12月ではなく明治32年12月26日であった。『京都府通常府会議事速記録』第17号(京都府立京都市・歴史館所蔵)によると以下のとおりである。長文になるが、これまで紹介されたことがない原資料なので、全文を引用する。

第一 府第十二号議案(明治三十三年度療病院医学校歳入歳出予算書)第一読会

○議長(大沢善助君)唯今カラ開会シマス。府

第十二号議案ノ一読会ヲ開キマス。

〔書記朗読〕

府第十二号議案

明治三十三年度療病院医学校歳入歳出
予算書

歳入部

第一款 療病院医学校収入

金拾壹万八千六百貳拾貳円六拾四銭
七厘

第一項 療病院医学校収入

金拾壹万八千六百貳拾貳円六拾四銭
七厘

歳入総計 金拾壹万八千六百貳拾貳円六拾四
銭七厘

歳出部

第一款 療病院医学校費

金拾壹万八千六百貳拾貳円六拾四銭
七厘

第一項 俸給 金貳万四千七拾六円

第二項 雑給 金貳万參千百參拾九円拾銭參
厘

第三項 雑費 金貳万四百七拾八円九拾貳銭

第四項 患者費 金參万九千五百參拾貳円壹
銭七厘

第五項 營繕費 金六千七百九拾壹円六拾壹
銭八厘

第六項 国庫納金 金百七拾四円拾六銭

第七項 予備費 金千円

第八項 資金繰込金 金參千四百參拾円八拾
貳銭九厘

歳出総計 金拾壹万八千六百貳拾貳円六拾四
銭七厘

明治三十二年十二月二十五日提出

京都府知事 内海忠勝◎

○山本佐兵衛君(十二番) 本案ハ唯今受取りマシテ細カニ見テル間モアリマセヌガ、此大学医院ト此療病院医学校トノ関係ニ付テハ、彼ノ医学校ニノミ従事シテ居ラレタ所ノ猪子止戈之助氏ハ大学ノ方ヘ榮転ニナツテ居リマスガ、将来ドウ云フ御見込デ此代リヲ入レルカ、唯今囑托ニナツテ居リマスルノハドウ云フ都合デ其俸給ヲ与ヘラレテ

居ルノデゴザリマスルカ、実ハ此参考書ヲ細カニ見テル間モナイカラ、此医学校ト大学ト聯絡ノ關係ハドウ云フコトニナツテ居リマスカ、詳細説明ガ聞キタイ。

○番外三番(参与員警部岡田雅尾君)此療病院医学校ト帝国大学トノ關係ハ、万事聯絡ヲ付ケ、サウシテ従来療病院ノ院長デアリマシタ猪子先生ト内科ノ笠原氏トハ大学ニ転任シタケレドモ、尚療病院ノ嘱托ニナツテ居リマシテ、表面ノ名義ハ嘱托デアリマスガ、其実今日迄ト変ラズ矢張り療病院医学校ノ為メニ尽スト云フコトニナツテ居リマスカラ、名ニ於テハ変ツタコトノナイヤウナ事柄ニナツテ居リマス。右様ニ御承知ヲ……

○堀五郎兵衛君(二十一番)私ハ遅刻シマシテ外ノ参事会諸君ヨリノ御話モゴザリマシテゴザリマセウガ、此十二号議案ノ総体ニ付テ府参事会ガ賛成ヲ致シマシタコトヲ一言申シテ置キタイ。先キニ府知事ハ此十二号議案ヲ発シテ其議案ヲ見テ見ルニ、医学校ノ生徒ハ来年度ヨリ徴集シナイコトニナツテ出テ居リマシタノデアリマス。夫レデ其事ヲ理事者ニ問ヒマシタラ、療病院ハ帝国大学ガ出来タ為メニ重モナル大家先生ガ行ツテ仕舞ツタカラ、夫レデ来年度ヨリ生徒ヲ養成スルコトガ出来ナイ。夫レデ先生ニ種々問ヒ合セ招聘シタイト思ツテ内務省マデ建議ヲ致シ、適當ノ専門ノ教師ガナイカラ、アノ学校ヲ維持スルコトノ出来ナイト云フコトデ、色々手ヲ尽シタガ出来ナカツタト云フコトデアル。夫レデ来年度ヨリ生徒ハ収容シナイ。併シナガラ唯今這入ツテ居ル生徒ニハ徳義上先生ガ来テ教ヘルト云フコトニナツテ居リマス。療病院ノ方モ近頃衰微シナイカト云フコトハナイガ、昨年通り案ヲ出シテ居ル事デアル参事会ノ諸君ハ、医学校ヲ廃スルモノデアルト云フコトハ、頗ル考ヘモノデアルカラ、兎ニ角ハ療病院ヘ行ツテ、今ノ院長ナリ副院長ナリ其他ノ人ニ御目ニ係ツテ承ハルガ宜カラウト云フコトデ、参事会員ハ病院ヘ行キマシテ、院長管理者ニ御目ニ係ツテ意見ヲ聞キ

マシタ所ガ、府庁ノ言ハル、如クデアリマシタガ、参事会員ノ上野君ハ猪子先生ニ質問シマシタ。到底出テ呉レマスマイカ、来年度カラ生徒ヲ収容スル道ハゴザリマスマイカ。先生ヲ招聘スルノ道ハナイカト問フタラ、院長ノ曰ク諸君ガ大決心ヲ持ツテヤルコトナラバ其医学校ト聯絡スルト云フコトデアリマシテ、其大決心ハドウ云フコトデアルカト問フタラ、即チ「クリニツキ」患者学用患者ト云フモノヲ出シテ、サウシテ大学ト氣脈ヲ通ズルコトニシタナラバ出来ル。併シ大学ヲ差繰ツテ来ルコトハ出来ナイガ、出来タナラバ此療病院ト大学ト通ズルコトガ出来ルダラウト云フコトデ、夫レニハドウ云フコトガ要点デアラウト、ソレカラ歸リマシテ又相談ヲシマシテ、若シ大学カラ先生ガ出テ来テ教ヘテ下サル事ナラバ、府知事ハ普通ノ先生ヲ扱フヤウナ訳ニ行カヌカラ、警部長書記官ヲ始め出テ貰フテ、其質問致シマシタ。ソレデハ能ク取調べテ何分ノ決定ヲスルト云フコトデ、取調べノ結果、大学ノ医学部デ学用患者ヲ充分ニシテ呉レル事ナラバ、是迄ト毫モ異ルコトナク教授ノ手伝ヲスル。其内ニハ科ガ余計ニアルカラ、先ヅ内科外科婦人科ト云フ様ナ科モ大学ニ講座ハ三人以上アルカラ、サウ云フ講座ヲ能クスル先生ガ病院ニ出デ大学ノ生徒モ臨床講義ナリ始マルカラ、二三ノ先生ガ傍カラ療病院ニ出張シテヤルコトニナリマシタ。京都府知事ハ諸先生ガ講義スル上ニ於テ是迄ト変ツタ事ハナク、先キニ申シタ大決心スルヤ否ヤ、学用患者ヲ余計ニ殖ヤスニ外ナラヌ事デアル。兎ニ角六カシイ肺結核トカ栽培医学トカ云フモノハ御入レナケレドモ、婦人科内科外科ノ先生ガ出テ来テ生徒モ養成シテ貰ヒ、其代リニ一座カニ座ハ大学ノ先生ニ出テ来テ貰フコトガ出来ルト云フ訳デゴザリマシタ。ソレデ医学校ノ目的ヲ達シテ、先キノ原案ヲ返上シテ諸君ニ御廻シガ遅クナツタ。ソレデ其目的ヲ達シ、大学カラ二三ノ先生ガ来ラレルト云フ事デアルカラ、此議案ニ多

少撰ブ場所モ無イ事ハナカラウガ、当年ハ始メテノ組織デゴザリマスカラ、当年ハ此議案ヲ賛成致シテ、府知事ニ向ツテ希望ヲ述ベテ置キタイト云フ考ヘデ賛成ヲ致シマス。語ヲ尽クサヌガ、参事会ガ全部賛成シタ理由ハ前段申シタヤウナ事デゴザリマスカラ、御承知ヲ……

- 山本佐兵衛君(十二番) 本案ハ府庁ハ来年カラ生徒ノ募集ヲ止メルト云フノヲ参事会ガ大ニ調ベテ継続ト云フ事ニナツタハ吾々ノ喜ブ所デアル。今堀君ノ話ニ府知事ニ希望ヲ述ベテ置クト云フコトハドノ点デアリマス。
- 堀五郎兵衛君(二十一番) 希望ト云フト単純ニ一言デ云フテ仕舞ヘバ、学用患者ヲ殖ヤシテ貫ヒタイト云フコトデ、モウーツ平易ニ云ヘバ、施療施薬モ余計ニシテ貫ヒタイト云フガ要点デアル。ソレハ大学ノ特色アルニ関ハラズ、講座ガ余計アルト云フテ京都府カラ頼ミニ来タト言フテ医学校ノ生徒養成ノ為メニ来テ貫フ。ソレハ学用患者ヲ余計ニ入レテ呉レト云フ事デアツタ。ソレ一件デゴザリマス。学用患者ヲ余計入レル案ハ出ルト思フタ。ソレハ先キニ返付シタ議案ハ此案ト変ツテ居ラヌ。ソレデ三千幾ラト云フコトガゴザリマスカラ、唯今ニ議案ハ直サヌ。施薬即チクリニツキト云フヲ殖ヤシテ貫ヒタイト云フノデアリマス。
- 議長(大沢善助君) 御質問ガ尽キタヤウデゴザリマスカラ採決シマス。動議ガゴザリマセヌカラ、一読会ハ原案ニ可決シタモノト致シマス。
- 山本佐兵衛君(十二番) 本案ハ番外ナリ参事会員カラ説明ヲ聞イテ判リマシタ。他ニ議案モアル今日デゴザリマスカラ、二三読会省略ヲ希望シマス。
- 議長(大沢善助君) 本案ニ対シテ二三読会省略ノ動議ガゴザリマス。御異議ガナケレバ二三読会省略ノ事ニ致シマス。
(「異議ナシ〜」ノ声起ル)
御異議ガナイヤウデゴザリマスカラ、二三読会ヲ省略シテ可決致シマスル。二十一番ノ希望ヲ容レ府知事ニ述ベル事ニ致シマス

カ。
(「異議ナシ〜」ト呼ブモノアリ)
然ラバ議長ヨリ府知事ニ述ベル事ニ致シマス。
(読解の便のため句読点等を施す。以下引用は同)

この日の府会で「府第十二号議案」として「明治三十三年度療病院医学校歳入歳出予算書」が提出され、第一読会が開かれた。読会とは明治憲法下の議会での審議方法を指す。通常3回おこなわれ、第一は議案の大体について討議、第二は逐条の審議をしてその修正案を議決し、第三では議案全体の可否を議決した。この議案は当日急遽配布されたので、山本佐兵衛からくわしい説明が求められた。

岡田雅尾に続いて答弁に立った堀五郎兵衛は、府会議員であると同時に府参事会員でもあった。参事会とは、知事を含む官吏2人と府会から選出された名誉職参事会員8人で構成され、知事を議長として、府会からの委任事項や緊急事項の議決をおこなったり、知事に対して意見を述べたりすることが主な職務である。この年発足したばかりであった。堀の説明では予算書提出までの経緯を整理すれば、以下のようであった。

- ①府会に先んじて府知事から示された予算書では、来年度医学校の生徒募集を停止することであった。
- ②理由は医科大学ができて医学校の主な教諭が転任したので、十分な指導ができなくなったからである。後任を探したが、適当な人材も得られなかった。ただし、在校生への指導は継続する。
- ③参事会としては医学校を廃することには反対なので、上野修吉が中心になって猪子院長と交渉をおこなった。
- ④猪子は療病院から学用患者の提供があれば、医学校に出張教授すること(内科・外科・婦人科は人員に余裕あり)もできると述べた。
- ⑤参事会はこの案に全面賛成して予算原案を廃棄させた。知事は新たに予算案を作り直し府

会に提出、これが全会一致で採決された。知事には学用患者の増加を要望している。第二・三読会は省略された。

なお、京都府行政文書『〔自明治三十三年至全三十六年三月〕府会及参事会議案原書』（明33-31、京都府立京都学・歴彩館蔵）によれば、予算書は明治33年5月に修正提出されている。また『京都医事衛生誌』第75号（1900年6月）では、予算書は6月5日に参事会で議決されたという。これもはじめての紹介なので、全文を引用する。

◎府参第十三（七）号議案

明治三十三年度療病院医学校歳入出（更正）予算書

歳入部

- 第一款 療病院医学校収入
金拾壹万六千五百六拾七円六拾四銭七厘（八千四百四拾八円四拾壹銭）
- 第一項 療病院医学校収入
金拾壹万六千五百六拾七円六拾四銭七厘（八千四百四拾八円四拾壹銭）
- 〈第二項 資金繰込額 金五千九百五拾七円拾参銭貳厘〉
- 歳入総計 金拾壹万六千五百六拾七円六拾四銭七厘（八千四百四拾八円四拾壹銭）

歳出部

- 第一款 療病院医学校費
金拾壹万六千五百六拾七円六拾四銭七厘（八千四百四拾八円四拾壹銭）
- 第一項 俸給 金貳万参千九百五拾六円（四千七拾六円）
- 第二項 雑給 金貳万四百八拾七円拾参銭六厘（参千百参拾九円四拾貳銭参厘）
- 第三項 雑費 金壹万九千九百六拾壹円九拾貳銭（貳万参千五拾八円参拾六銭八厘）
- 第四項 患者費 金参万九千五百参拾貳円壹銭七厘（四万貳百九拾六銭壹厘）
- 第五項 営繕費 金六千七百九拾壹円六拾壹

銭八厘

- 第六項 国庫納金 金百七拾貳円九拾六銭（四円六拾六銭）
- 第七項 予備費 金千円
- 第八項 資金繰込額 金四千六百六拾五円九拾九銭六厘
- 歳出総計 金拾壹万六千五百六拾七円六拾四銭七厘（八千四百四拾八円四拾壹銭）

明治三十三年五月 日提出

京都府知事 内海忠勝[㊤]

これに続いて「療病院医学校歳入歳出（更正）予算説明」を付している。

本年度予算ヲ以テ前年度予算ニ比シ歳入部ニ於テ千百参拾四円八拾銭五厘ヲ増ス。其理由ハ本年度ニ於テハ医学校生徒募集セサル見込ナルニヨリ授業料及雑収ヲ減シタルト、準備金利子、寄付金ナキト、診察料ヲ減スト雖トモ、準備金ヲ資金ニ編入スル為メ、資金利子ヲ増シ、患者増加ノ見込ナル等ニヨリ、薬価其他ノ諸収入ヲ増加セシニ因ル。歳出部ニ於テ千百参拾四円八拾銭五厘ヲ増ス。其理由ハ職員ノ変更又ハ減員ノ為メ、俸給及ヒ国庫納金ヲ減シ、資金繰込額ヲ減スト雖トモ、講師若クハ教員ヲ囑托スル等ノ為メ、雑給ヲ増シタルト、新器械購入、病室拡張ノ為メ備品・消耗品費等ヲ増シタルト、患者増加ノ見込ニヨリ患者費ヲ増シ、其他修繕箇所ノ多キ等ニ由ル。（以上朱線で抹消）

（以下墨書）此予算ノ更正ヲ要スルハ、府立医学校維持ノ為メ京都帝国大学ニ交渉シタル結果、其希望ヲ容レ、クリニック患者ヲ増加セントスル等ニ由ル。

この説明でも明治33年度から生徒の募集をしない見込みであることに触れている。ただし、注目すべきは患者数が増加の見込みであると述べている点である。なぜそのような見込みを立てたか。明治33年12月5日に開かれた府会で

は「府第二十号議案」として「明治三十三年度療病院医学校歳入歳出予算書」が審議された。そこでは医学校の存廃にはまったく言及されていない。話題になったのは、医科大学附属医院開院によって療病院の患者数(収入)はどのように変化したかであった。患者数は減少したものの、いわゆる一・二等の入院患者が増加したので、むしろ収益は向上したとのことであった。附属医院には入院患者に等級はなく、いわゆる富裕層はこれを嫌がり療病院での入院を望んだためであった。そして、一・二等入院料を値上げすることを提案している。墨書による書き込みは、先の府会と齟齬しない。

なお、明治30年9月に改正された京都府医学校規則²⁾によれば、学年は4月1日に始まるので(4月1日から10月31日までを前学期、11月1日から翌年3月31日までを後学期とする)、予算書が議決されたときはすでに新入生を迎えていたことになる。

明治32年12月の府会で医学校の存廃が話題に上ったことは『京都医事衛生誌』第70号(1900年1月)でも触れている。

●府立医学校 京都府立医学校の有力なる教諭猪子氏、笠原氏、浅山氏、平井氏(浅山、平井二氏は洋行中)の如きは、何れも京都大学教授に転任せるに、元来本邦には専門科医少なきを以て後任招聘の道に困難なるに、京都医科大学病院の設備完成せは、或は此に多くの患者を吸収せらるゝやの掛(懸)念もあり、為めに一旦現在の一年生卒業する後は、廃校せんと議もありしが、昨冬の府会に決議せし如く、之を存置して拡張するに決し、且つ医科大学教授中より授業を助けんとの内議整ひたれば、愈よ本年四月には生徒約七十名を募集する由。扱て医科大学教授に授業を囑托することにて、未だ大学と公然交渉せる事無きも、何れ近々府知事より其の手續に及ぶとの事なるか。交渉の時には大学より教授の囑托を諾する上は何等かの要求ある可く、例せば医学校教諭は単に学理の教授に止め、大学教

授は学理を教ふると共に実地に就て教ふる事を担任することとして、此等に関する材料を与へんことを請求するなるべく、其際医学校は経費の許す限り便宜を与ふべしといへり。尚ほ本来より云ふは、医学校附属医院は生徒研究用の患者を入院せしむるか目的なれば、此後は能ふだけ施療患者を収容する方針を取る由なり。因に記す、全校廃止の噂高かりし際、一年生中他校へ転せし者多かりしか、昨今復校を申出る者頗る多しと云々。

●府立療病院の将来 京都府立療病院は、夫の京都医科大学附属病院の設立後、著るしき影響を受け、之が為め同院並に医学校の存廃を決せざるべからざるに至り、本年度は京都府特別経済事業として如何に之を維持せんかと一時当局者は配慮せし程なりき。然るに当局者が医科大学教授と数回の交渉を重ねたる結果、終に療病院は施療施薬の学用患者を収容するの方針を以て維持存続する事となり、医科大学教授諸氏も此の新方針を可とし、其余暇を以て医学校の教授を補助する事となりて一段落を告げたるが、市内開業医の一部は従来営業上療病院を敵視し居りしに、右の如く方針を改めたる以来、同院に対する感情一変したる由。元来療病院は故榎村正直男の府尹たりし明治八九年の交、貧民救治の目的を以て多くの賦金と慈善家の寄附金とに依り創設したるものなりしに、爾来慈善病院たるの実を失ひ、営業的の方針に依り存続し、其収入を以て府立医学校を設置し、医士を養成して府下に医士を供給し来れるも、京都には有力なる慈善病院施薬院なきを以て、今回療病院が学用患者収容の目的を以て維持存続する以上は、中途に其目的を変えずして、飽まで純然たる施薬院貧民病院となさんと計画せるもの、民間有力者中に少なからずとなり。

前半の記事では、府会で医学校の存続が決議されたと述べているが、この事実はない。すで

に誤解が生じている。その点、後半の記事では事実に即した内容となっている。その上で療病院が本来の趣旨である施療に徹するべきとの見解を示している。開業医の一部が療病院を敵視していたというのも、まさに施療をめぐる問題であった。開業医は人道上あらゆる患者を受け入れるべきであるが、貧困層患者は治療費を納めず歓迎されなかった。これを機会に療病院が施療を全面的に受け入れることになれば、それだけ開業医の負担は軽くなるというのが趣旨であろう。

療病院では明治11年5月にショイベが貧民診療所を設けて、その中から学用患者を選抜して教育に生かすよう建議している。明治21年3月には学用患者規程が制定され、さらに本格化する。『百年史』によれば、明治30年度で入院患者のうち一般5万670人に対し学用7386人、外来は一般7万4304人に対し学用7074人であった。しかし、これらはいくまで教育研究用に必要分だけが「利用」されたのであって、施療を主目的とするものではなかった。

さらに同誌第75号(1900年6月)では、

- 府立療病院 京都帝国医科大学と連絡を通じ同大学より教授等を派遣し、診療に従ふの約成りしが、這般同大学の要求に依り施療患者を2倍し、且新器械を許多購入したる由。

と述べており、約束どおり学用患者が倍増され、新たに器械も導入されたことを伝えている。

明治33年1月8日におこなわれた始業式では、校長の加門から次のような演説があった。

今や我校は二三年以来種々の好ましからざる風説ありしにも拘わらず、明治三十三年よりは種々の条件を府會議員の希望の為に永續することとなり、益々改良拡張し、将来は自然京都帝国大学教諭たる博士の教授を受くることあるべし。(中略)是れ諸君に於て異論激昂せしは当然なり。激昂せざる可らず。又異論なかる可らず。余は寧諸君

の激昂異論劇甚ならざりしを怪しむ位にして、我々は已に諸君より早く且つ尤も強く激せしものなり。是れ全く当局者の異算なりしや明なるを以て、我々は当局者を詰責し、猶今后を戒めれば、決して向來は斯の如き誤謬を發せしめざる可し³⁾。

加門の演説は、明治32年末の府会をうけてのものであることは明白である。医学校が「永續」と決まったこと、医科大学から出張教授がなされる予定であることを述べた上で、教諭らは府当局に対して強く抗議して二度とこのような事態にならないよう要請したことを明かしている。ちなみに明治33年12月前後の『校友会雑誌』を通観したが、存廃に関する記事は一切見いだせなかった。

いずれにしても、明治32年12月の府会では医学校の存続を前提として予算審議されたのであって、存廃が議論または採決された形跡は認められない。府会前の参事会で知事から次年度の生徒募集を停止する旨提案があったに過ぎない。参事会がこぞってこれを阻止したのであり、参事会で意見が分かれたわけでもない。まして存廃が「1票差」で決まったという事実は確認できない。そもそも医科大学に転出した教諭は猪子を含めて5人だが、4人が明治32年8月までに退職している。1年半後の明治33年12月になって存廃が議論されたというのは、あまりにも不自然であろう。したがって、通説は存廃議論の時期および経緯とも、全面的に修正されなければならないことになる。

府知事がなぜ医学校の生徒募集を停止しようとしたのか、という点については疑問が残る。予算審議の説明では、医科大学が開校されるに伴って医学校の主な教諭が引き抜かれたため教育できなくなったという。しかし、猪子の退職と同時に松山為雄が教諭として就任している。浅山は転出の前に明治31年10月からドイツ留学のため休職したが、その翌月には融礼次郎が教諭になった。笠原の後任には平井を経て明治32年9月に浅木直之助、明治33年9月には工藤外三郎が着任している。医学士3人もかろうじて確

保できていた⁴⁾。したがって、指導体制に大きな不備が生じたとはいえないのである。知事側は適切な後任が見つからなかったと述べるが、詭弁といわざるをえない。また、当時の第一年級(1年生)の履修科目は、独逸語学・医用動物学・医用植物学・化学・物理学・解剖学・解剖学実習・体操であり、猪子をはじめとする退職者の担当するものではない。一方で新入生は募集しないといいつながら、在校生は従来どおり教育するというのも、教育に不都合はなかったからに他ならない。いずれにしても、生徒募集を停止するには説得力を欠く。

府知事の真意は測りかねるが、おそらく廃校ありきではなかったと思われる。国に対して校長兼院長であった猪子が転出するに当たり、なお変わらず生徒を募集することを遠慮したのではなかろうか。参事会が猪子と交渉した結果、猪子らが囑託として医学校での教育に携わることになると、ただちに募集停止を撤回したのはそのためであろう。

前述のとおり療病院の患者数は減ったが、収益はむしろ増加しており、その点なら問題はなかった。医科大学附属医院の患者については、『京都市新聞』に記事が掲載されている。

まず明治32年12月11～13日付では開院の広告が出された。

医院開院

本大学附属医院来ル十一日ヨリ内外科患者ノ治療ヲ開始ス

一診察ハ午前九時半ヨリ全十時半マデトス。但施療外来患者ハ月水金曜日午後一時ヨリ二時マデトス。

一休業日ハ左ノ通

日曜日及祝祭日

冬期 十二月廿五日ヨリ一月十日マデ
京都帝国大学^(ママ) 医 大学

開院は12月11日であった。内科と外科のみで、午前の1時間は一般外来、月水金曜日の午後1時間は施療患者の外来である。こうした体制の中で実際の患者数はどれほどであったか。同

紙によれば年末まででもっとも多い日で外来43人、入院27人(うち施療患者12人)であった。療病院を脅かすほどではなかったことが理解されよう。このような実情をかながみると、存続が危ぶまれるほどの「危機」と呼べるかさ疑問に思えるのである。

■「伝説」の背景

それにしても『百年史』年表は、なぜ明治33年12月の府会で医学校の存廃が議論され、1票差で存続が決まったと記したのであろうか。おそらく年表の直接の典拠は、その20年ほど前に刊行された『八十年史』であろう。『八十年史』本文(204ページ)には明治33年12月の項に「京都帝国医科大学の設立に伴い本校の人材数多拔取られ、本校の存廃問題擡頭せしも、府会にて討議の末存続に決す。」と記す。巻末の年表でも同月の項に「府会に於て本校存廃問題論議の結果存続に決す」とする。さらに『八十年史』の記述は、梅原信正の記録に基づくと思われる。

(明治三十三年)十二月 我校は京都帝国大学設立すると同時に彼に其^(ママ)人才の大部分を抜取せられ、且一方此強敵を受て病院盛衰の上に非常なる打撃を蒙り、為に病院学校の独立の取得を以て良く維持経営し得るや如何に疑問を挟むこととなり、且当路^(ママ)者も市内に二箇の医学教育所を經營することの困難なるを唱ふるものあるに至り、遂に同年の府会に於て其存廃何れかを決定することとなる。茲に於て甲論乙駁種々の議論ありしも、結局従前の俛に存在せしむることに決し、茲に我校再度の廃校の非運を危^(ママ)れたり⁵⁾。

『八十年史』および梅原稿とも、「1票差」については触れるところがないので、これは『百年史』年表独自の部分といえる。前述のとおり、存廃の決議自体が存在しない以上、執筆者の創作と考えざるをえない。一方、梅原稿で「市内に二箇の医学教育所を經營することの困難」というのは当たらない。設置母体が異なるからである。

いずれにしても、梅原稿が発端となって、その後の諸書が無批判にこれを継承した結果、「第二の危機」が伝説化したといえよう。

梅原稿が公表されたのは、明治41年のことである。第二の危機から10年も経っていない。にもかかわらず、なぜこのような「誤認」をしたのであろうか。なんらかの意図があったといわざるをえない。結論を先に述べれば、廃校の危機を救ったのは渦中に校長となった島村俊一^{しゅんいち}の尽力を強調しようとしたのではあるまいか。

島村は明治20年に帝国大学を卒業し、母校の助手をつとめた。ドイツ留学から帰国して、明治27年12月に医学校に教諭(神経精神病学・裁判医学)として着任した。猪子ら4人が退職したあと、9月に加門が校長、島村が副院長になって善後策を講じたことは事実である(院長は猪子が囑託されていた。明治33年9月に高山尚平が院長に就任)。加門が明治33年5月になって医科大学に転出してからは(解剖学は医科大学助手赤座寿恵吉が囑託された。翌年1月教諭として着任)、校長として孤軍奮闘したことは、転出者と同様、帝国大学(東京大学)出身でありながら、医学校に踏みとどまったことと合わせて賞賛に値するであろう。梅原は年表に付した「概説」で以下のように述べる。

時に偶々明治三十二年に至り京都帝国医科大学の創設せらるゝことゝなるや、茲に再び我校運の上に一大痛撃を加えられたり。加るに我旗主たる猪子校長を始め旗下の秀才は悉く彼に抜去せられ、撃破傾倒の我孤城は僅かに其残党のみを以て死守決戦せざるべからざるの秋となり、而かも敵は強敵なり。我に何等の策あるなし。嗚呼、此時に於ける我校の運命は孤城落日の様なりき。茲に於て三十三年の府会は我校の非運に同情するなく、反て將に廃校の一大鉄槌を其如上に下さんとせり。当時の校長島村氏が心緒如何なりしぞ。遺恨血涙を飲て切齒^(マ)振腕す。今想ふて尚涙あり。されど幸に校長を始め職員以下学生等の愛校の赤心と種々の奔走尽力によりて、此非運には陥ら

ざりし。

日露戦争直後だけあって、勇ましい語句と感情的な表現が並ぶ。これまでの検証から「三十三年の府会は我校の非運に同情するなく、反て將に廃校の一大鉄槌を其如上に下さんとせり。」という部分は、歴史的事実に反する。あえていえば、医学校が存続しえたのは、学用患者提供と引き換えに出張教授を了承した猪子の判断によるものである。しかし、梅原は医学校を去り医科大学教授兼院長に収まった猪子の功績にすることに大きな抵抗感を抱いたのであろう。島村が校長に就任した明治33年5月以降の府会で医学校の存廃が議論となり、まさに廃校寸前であったところを島村が救出したとの「伝説」を創作したと思われる。

■おわりに

以上の考察から、明治33年12月の府会で京都府医学校の存廃が決議され、1票差で存続が決まったとの通説は、事実に反するものであることが明らかになった。実際は明治32年12月26日の府会以前に府知事が次年度の生徒募集を停止する意向を示したところ、府参事会から再考を促され、同会が猪子院長と交渉した結果、医科大学に学用患者を提供する代わりに医科大学教員が医学校に出張教授することで合意し、募集停止を免れたのであった。生徒募集停止が直ちに廃校を意味するわけではなく、知事が療病院に猪子が不在では教育が成り立たないとする「配慮」であった可能性が高い。したがって、そもそも存廃を議論すること自体、知事の念頭にはなかったといえよう。

ところが、猪子と同じく帝大出身でありながら医科大学に転出しなかったばかりか、医学校の立て直しに奮闘した島村俊一は、明治43(1910)年3月に退職するまでの間、多大な功績を残し、教育研究や診療は飛躍的に進歩発展した。関係者の中で英雄視されるあまり、島村こそ廃校寸前の医学校を救った尽力者であるとの「伝説」が作り上げられた。『百年史』などでは島村が後任人事に奔走したというのが、後任のうち明治32年の松山・浅木・融の3人は助教諭から

の昇任であり、外部からの招聘は工藤だけである。明治33年の赤座は医科大学助手なので猪子が派遣したと思われる。同年の新宮涼亭は復帰であった。だからといって、島村への評価がゆるぐものではない。むしろ、校長就任以降に手腕が発揮され、その後の発展の礎を築いた。

まもなく明治34年9月には京都府立医学校と改称、明治36年6月には京都府立医学専門学

校になった。島村退職後の大正10(1921)年には、悲願の大学(旧制)昇格を果たす。大正13年、療病院が附属医院に改称されたのは惜しまれるが、昭和26年には附属病院となって一層の充実を図ることになった。翌年には新制大学(4年制)となり、昭和30年には6年制となって現在に至るのである。

-
- 1) 明治12年、京都療病院生徒から京都療病院医学校となった。明治14年に京都府医学校、明治15年に京都府医学校(甲種)・京都府立療病院となる。
 - 2) 『京都医事衛生誌』第43号、1897年10月。
 - 3) 『校友会雑誌』第18・19合冊、1900年2月。
 - 4) 明治32年12月の時点で医学士は加門桂太郎、島村俊一、高山尚平の3人がいた。翌年5月に加門が転出すると、翌月に新宮涼亭が復職した。新宮は10月に退職するが、9月には工藤外三郎が採用されている。
 - 5) 梅原信正「我校の沿革略史」(『校友会雑誌』第48号、1908年12月)。この号は「創立三十年記念号」を謳い、開設間もない病理学教室の助教諭梅原が年表にまとめ、若干の概説を付した。なお、ここでいう「創立三十年」とは、明治12年の医学校発足から数えてのことである。

初期の療病院と京都府民の医療

京都府立大学文学部教授 小林啓治

1 はじめに

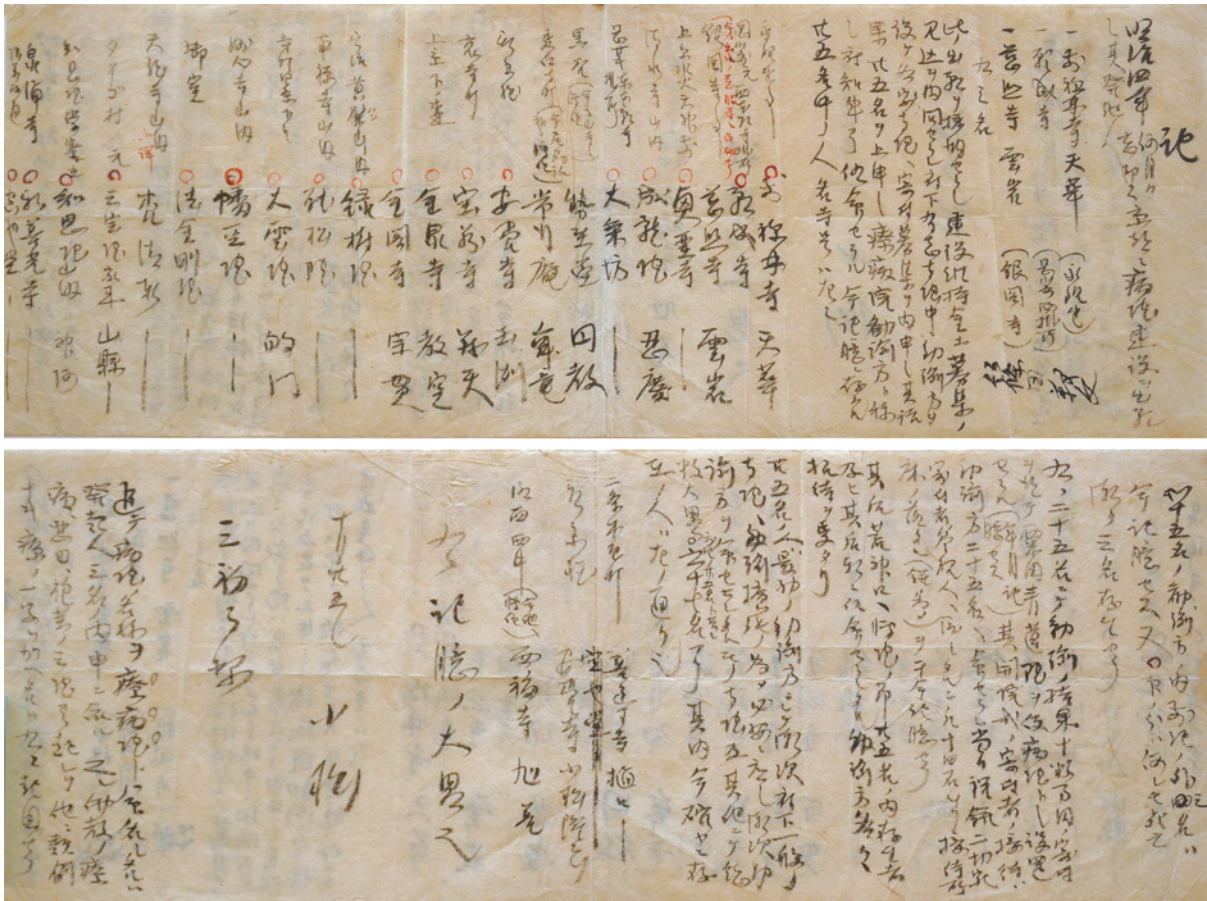
京都府立医科大学附属図書館には療病院開設時からの貴重な史料(以下、附属図書館所蔵史料とする)が保管されている。本稿では、それらの中から、初期の療病院の特質にかかわる重要な史料を紹介する。150年を迎える府立医科大学の今後を展望する際に、それらは貴重な示唆を与えてくれるものと思われる。

2 療病院の開設

1872(明治5)年、粟田口村の青蓮院内に京都

府立医科大学の起点となる京都療病院が開設された。前年10月、かねてから病院・医学校の構想をもっていた明石博高(京都府官吏)が働きかけて、禅林寺・慈照寺・願成寺の住職が発起人となり、市内の寺院住職40余名の連名で病院建設嘆願書が京都府に提出された。11月、京都府はこれを受け入れ療病院建設の告諭を出し、寄付金集めの「勸諭方」が任命された。その人数は史料1には25名とあり、寺院の名称もあがっている。「勸諭方」の活動の結果、10数万円の寄付が集まり、これをもって青蓮院内に仮病院が建設された。

寺院が関わったのはそれだけではない。附属図書館所蔵史料によれば、小学校建設のために



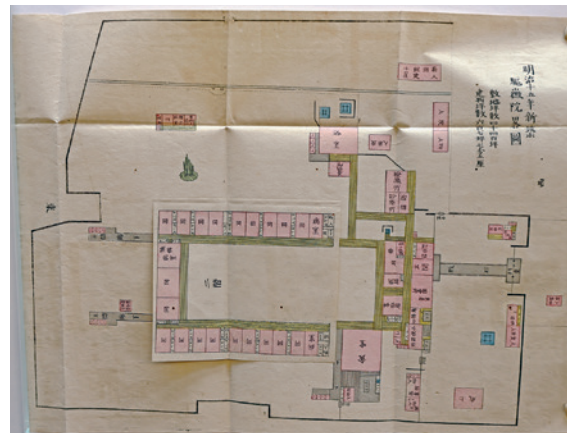
史料1 病院建設嘆願書の一部。発起人と市内寺院住職名が記されている(京都府立医科大学附属図書館蔵)

献納された寺院の建物が京都府土木係を通じて転用されていることがわかる。また、病院建設のために献上された大雲院塔頭南陽軒は「勸諭人集議所」として利用されることになった。こうした寺院の積極的関与は、『京都府立医科大学百年史』(以下『百年史』)が述べているように、廃仏毀釈の嵐の中で寺院が社会的な認知を求めていたことを背景にしている。だが、もう一方で、奈良時代の悲田院にみられるように、貧窮病者への慈悲という仏教の思想的特性を考慮しておく必要がある。宗教都市としての京都の特性が療病院の開設と深く関わっていることは記憶しておくべきだろう。

『百年史』では、療病院の開業式典において出資者であった京都府民が招待されたことを紹介している。式典での待遇は献納額に応じてなされ、京都府民といっても、もちろん財力のある上層の人たちに限られていた。とはいえ、京都府が明治政府(内務省)に提出した文書では、療病院の設立・経営は、「管内有志、華士族ヲ始メ、社寺、農商、遊所遊芸ノ者」など、府民の寄付によると説明していることが注目される。この文書は、内務省が、賦金によって建設した病院や「貧院」などの土地は官有地に編入すると通達してきたのに対して回答したものであるが、療病院が府民によって支えられていることを公式に言明したことに大きな意味がある。

3 駆黴院の新築

附属図書館所蔵史料の中で、ひときわ注目されるのが駆黴院関係の史料である。1871(明治4)年、京都府は遊女・芸者・茶屋に療病院費用の助成を申し付ける布令を出した。療病院が開設されれば黴毒治療が大きな割合をしめるとの想定のもと、遊所の者たちに両病院の運営経費を負担させようという論理が背後にあった。1872(明治5)年、娼妓解放令が出され、1876(明治9)年には内務省が検黴の施設を設けるよう通達したことから、京都府は療病院に対し、検黴を本格的に行うために医師の選定と器具その他



史料2 1882(明治15)年に新築された駆黴院の図面
(京都府立医科大学附属図書館蔵)

の準備を命じ、療病院の答申をもとに「駆黴規則17カ条」が作成された。さらに、京都府は本格的な検黴のために医師の選定と器具などの準備を命じ、建仁寺の福聚院を借り受けて京都療病院仮駆黴院を設置した。1881(明治14)年には独立の院長を置くことになり、さらに1882(明治15)年、祇園花見小路に駆黴院が新築された。

駆黴院関係の史料の中に『自明治九年至同一五年 京都府立駆黴院第一年年報』(以下『年報』)がある。史料2は新築された駆黴院の図面である。この図と、京都国立近代美術館に所蔵されている田辺宗立が描いた「京都駆黴院図」を比べてみると当時の駆黴院の様子がありありと浮かび上がってくる。また、『年報』には、「沿革ノ概略」があり、これによると伏見を含めた6カ所の遊所の検査日が月曜から土曜日まで割り当てられ、各遊所には検査所が設けられていた。また、1882(明治15)年には、福知山と宮津に出張所が設けられ職員も配置されている。『年報』には統計資料も多く、症状ごとの退院者数や娼妓総数における患者の割合はもちろん、各遊所ごとの接客数まで記録されている。明治初期の医療史ばかりでなく、女性史・ジェンダー史にとって貴重な記録である。

4 癪狂院の設置

仮駆黴院の設置より1年前、1875(明治8)年に南禅寺の一塔頭に京都癪狂院が設置され、療

史料3 1880(明治13)年の病院の医師数や患者数を示した表
(京都府立医科大学附属図書館蔵)

病院がその運営にあたった。癲狂院は財政難であったとされるが、実際、1879(明治12)年から1881(明治14)年までの寄付金録が残っており、府内各郡の個人・村中・会社などからの寄付金があったことがわかる。ことに船井郡は非常に多くの村が寄付を行っており、天田郡・熊野郡など北部の地域、愛宕郡・乙訓郡・久世郡などの周辺地域では寺の住職が寄付者に名を連ねている。こうした努力にもかかわらず、結局、日本最初の公立癲狂院は1882(明治15)年に廃止された。

5 医療への強い要望のなかで

医療や病院の設置を望む声は、郡部からもあがってきた。1879(明治12)年には、相楽郡議員から山城、丹後、丹波に2カ所ずつ、計6カ所に病院を設置するよう京都府に建言した史料が残されている。これに対して、京都府から意見を尋ねられた療病院長・明石博高は病院設置ではなく、治療所を9カ所に設置すべきと回答している。

こうした明治初期の療病院全体の姿を示すのが史料3である。ここには1880(明治13)年の状況が数値で総括されている。医員の人数は療病院14人、仮駆黴院4人、仮癲狂院3人などとなっており、それぞれの患者数も記されている。全体の患者数は約7,000人で、そのうち仮駆黴院が23%を占め、女性患者だけの割合では約47%に達している。また、療病院の患者の男女比を見ると、約73%が男性であり、この当時の男女の社会的地位の格差が大きく影響していることがわかる。

6 おわりに

最後に解剖についてもふれておきたい。『100年史』には初期の医学校では解剖が困難だったことが記述されているが、19世紀末の『学用患者解剖人名簿』という史料を見ると解剖執行の人数は、1895(明治28)年31人、1896(明治29)年41人、1897(明治30)年43人、1898(明治31)年50人と着実に増加している。年齢は小さな子どもから、老年者まで幅広く、医学的解剖の意義が社会的に認知されるようになったといえよう。

初期の療病院のあり方を振り返れば、京都という地域的特性の中で医療や研究が推進されてきたことが改めて確認できる。今後、京都府立医科大学の原点ともいえるこの時期の歴史の中から何をくみ取っていくのか、ここで述べたのは、ほんのわずかな事例にすぎない。府立医大に関わる多くの方々が、附属図書館所蔵史料からさまざまな視点を読み取っていただければ幸いである。